

砺波信用金庫の現況

令和6年度

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

共に咲く喜び



目次

	ページ
ごあいさつ	1
1. 経営理念と経営方針	2
2. 金庫の概況及び組織	3
◎当金庫の組織図	3
◎理事・監事の氏名及び役職名	4
◎会計監査人の名称	4
◎事務所の名称及び所在地	5
3. お客様本位の業務運営に関する方針	6
4. 沿革・歩み	8
5. トピックス	1 1
6. 金庫の主要な事業の内容	1 2
7. 商品・サービスのご案内	1 3
8. 手数料一覧	2 1
9. 貸出運営についての考え方	2 8
10. 社会的責任と貢献活動	2 9
11. 総代会等に関する事項	3 3
12. 金庫の主要な事業	3 7
◎直近の事業年度における事業の概況	3 7
◎最近5年間の主要な経営指標の推移	3 8
◎直近の2事業年度における事業の状況	3 9
(1) 主要な業務の状況を示す指標	3 9
イ. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益(又は業務純損失)、実質業務純益(又は実質業務純損失)、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)、資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	3 9
ロ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高・利息・利回り	4 0
ハ. 総資金利鞘	4 1
ニ. 受取利息及び支払利息の増減	4 1
ホ. 利益率	4 1
ヘ. 経費の内訳	4 2
(2) 預金に関する指標	4 3
イ. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	4 3
ロ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	4 3
(3) 貸出金等に関する指標	4 4
イ. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	4 4
ロ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	4 4
ハ. 担保の種類別の貸出金残高	4 4
ニ. 担保の種類別の債務保証見返額	4 5
ホ. 使途別の貸出金残高	4 5
ヘ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	4 6
ト. 消費者ローン・住宅ローン残高	4 7
チ. 預貸率の期末値及び期中平均値	4 7
(4) 有価証券に関する指標	4 8
イ. 商品有価証券の種類別の平均残高	4 8
ロ. 有価証券の残存期間別残高	4 8

ハ．有価証券の種類別の平均残高	49
ニ．有価証券の種類別の残高	49
ホ．預証率の期末値及び期中平均値	49
13．金庫の事業の運営	50
(1) 内部管理基本方針	50
(2) 法令遵守の体制	50
(3) リスク管理の体制	50
(4) 顧客保護等管理方針	53
(5) 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)	53
(6) 利益相反管理方針	54
(7) 反社会的勢力に対する基本方針	54
(8) 地域金融円滑化のための基本方針	55
(9) 中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	56
(10) 金融ADR制度への対応	59
(11) マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に係る対応	59
14．金庫の直近2事業年度における財産の状況	60
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	60
(2) 信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権 の保全・引当状況	72
(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	73
(4) 貸出金償却の額	73
(5) 自己資本充実の状況	74
①自己資本の構成に関する開示事項	74
②定量的な開示事項	76
(イ) 自己資本の充実度に関する事項	76
(ロ) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャーを除く)	78
a. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	78
b. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	79
c. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの 区分ごとの内訳	80
d. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの 区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	81
e. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	83
(ハ) 信用リスク削減手法に関する事項	85
③オペレーショナル・リスクに関する事項	86
④派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに 関する事項	86
⑤証券化エクスポージャーに関する事項	86
⑥出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	87
(イ) 貸借対照表計上額及び時価等	87
(ロ) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	87
⑦リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	87
⑧金利リスクに関する事項	88
(6) 有価証券、金銭の信託、信用金庫法施行規則第102条第1項第5号 に掲げる取引に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	90
◎有価証券	90
◎金銭の信託	91
◎信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引	91
15．自動機器設置状況	92

ごあいさつ

皆様方には、砺波信用金庫に対し平素よりご愛顧、お引き立てを賜り、心より厚く御礼申し上げます。

当金庫は、昭和4年3月1日に営業を開始して以来、皆様方のお役に立つべく地域金融機関としての使命達成に邁進してまいりました。

令和6年は、国内の「経済・社会活動」がコロナ前の状況へと段階的に戻りつつある中において、大規模な「地震・豪雨」等の自然災害の発生に加え、「原材料・原油価格」の高騰、物価高や、円安の進行に加え、長期化するウクライナ紛争と中東紛争の深刻化等により、「不透明・不確実」な情勢が続きました。

また、日銀は、令和6年3月に「マイナス金利政策」を解除し、更に令和6年8月には、政策金利を引き上げる金融政策の正常化に踏み切りました。

このような中、地域金融機関は、「マネロン・ガイドライン」や「サイバーセキュリティ・ガイドライン」への対応に加えて、「中小企業・小規模事業者」に対する「再生・成長」に向けた伴走支援への取組み強化、「経営改善・GX（グリーントランスフォーメーション：温室効果ガスの排出削減）・DX（デジタルトランスフォーメーション：デジタル技術の活用・発展）・後継者対策・スタートアップ育成」等の取組みを展開し、金融機関自らの持続的成長に繋げていくことへの真価を迎えた1年となりました。

こうした中、信用金庫は、相互扶助の経営理念と協同組織金融機関としての特性や強みを生かし、地域と共にそれぞれの課題の解決に取組み、事業者や個人を問わず、一人でも多くの方が笑顔で暮らせる持続可能な地域社会を創るための地域において必要不可欠な存在であり続けることを目指し、「伴走支援の推進」、「環境変化に対応した経営基盤の強化」、「進展するデジタル技術への適応」や、「戦略的な広報の実現による信用金庫の認知度・好感度の向上及び優秀な人材の確保」等に向けた取組みの強化を図ること及び、反社会的勢力の遮断や特殊詐欺等の金融犯罪防止に加えて、国際的な課題となっている「マネロン・テロ資金供与対策」や、「サイバーセキュリティ対策」等を含めた各種リスクへの対応力を高めるための「経営管理体制の充実・強化」等を、より一層強化することが重要になっています。

このような状況の中で当金庫は、全役職員の総力を結集し、地域に密着した金融機関として、お客様のニーズにお応えし、地域経済の発展に貢献すべく積極的に業務を展開してまいりました。

その結果、預金は期末830億40百万円、貸出金は期末371億24百万円となりました。

収益面におきましては、経常利益は2億46百万円、当期純利益は1億17百万円、本業の収益力を表すコア業務純益は62百万円となりました。

これは、ひとえに会員の皆様のご支援の賜物と深く感謝し、厚く御礼申し上げます。

当金庫においては、お客様本位の良質なサービスを提供し、お客様の最善の利益を図ることにより、強固な「顧客基盤・収益基盤」の確保に繋がる業務運営に取組むと共に、コンサルティング機能を十分に発揮し、地域や中小企業者等の金融円滑化への適切な対応を図り、経営の健全性を確保することが必要且つ重要であります。

このため、中小企業・個人向け貸出金の増強による貸出金利息収入の増加を図る他、運用資産の構成の見直し、保険や国債の販売による手数料収入の獲得、経費の節減、業務の効率化・合理化を図り、顧客信頼のバロメーターである個人預金の地域シェア増加を図ると共に、国際的な課題となっている「マネロン・テロ資金供与対策」や、「サイバーセキュリティ対策」の強化に向けて取組むことに加えて、地域密着型金融の積極的な推進、「地方創生や地域活性化への取組み」、「環境、介護、医療等の新成長分野への取組み」、「中小企業者等の金融円滑化への適切な対応」、「お客様の利便性向上と持続的発展が可能な地域社会づくり」を目指すと共に、「個人情報適切な管理」や、「お客様への説明責任・説明義務の徹底・説明結果の記録」、「顧客保護等管理態勢の充実」、「統合的リスク管理態勢の構築」、「コンプライアンス態勢の強化」についても一人ひとりの知識を向上させ、「コンサルティング機能・金融仲介機能」の発揮等に取組むことにより、当金庫の「社会的責任・使命」をしっかりと果たし、キャッチフレーズである「共に咲く喜び」の実現に向けて、お客様に感謝し、寄り添い、役職員が丸となり、地域に根ざした「砺波信用金庫」を築き、皆様の信頼にお応えするよう努力致す所存でございます。

どうぞ今後ともより一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和7年7月

理事長 松本 昭浩

1. 経営理念と経営方針

(1) 経営理念

- ◎ 健全で活力のある中小企業の育成発展
- ◎ 豊かで安定した家庭生活の実現
- ◎ 明るく活気に溢れた街作り

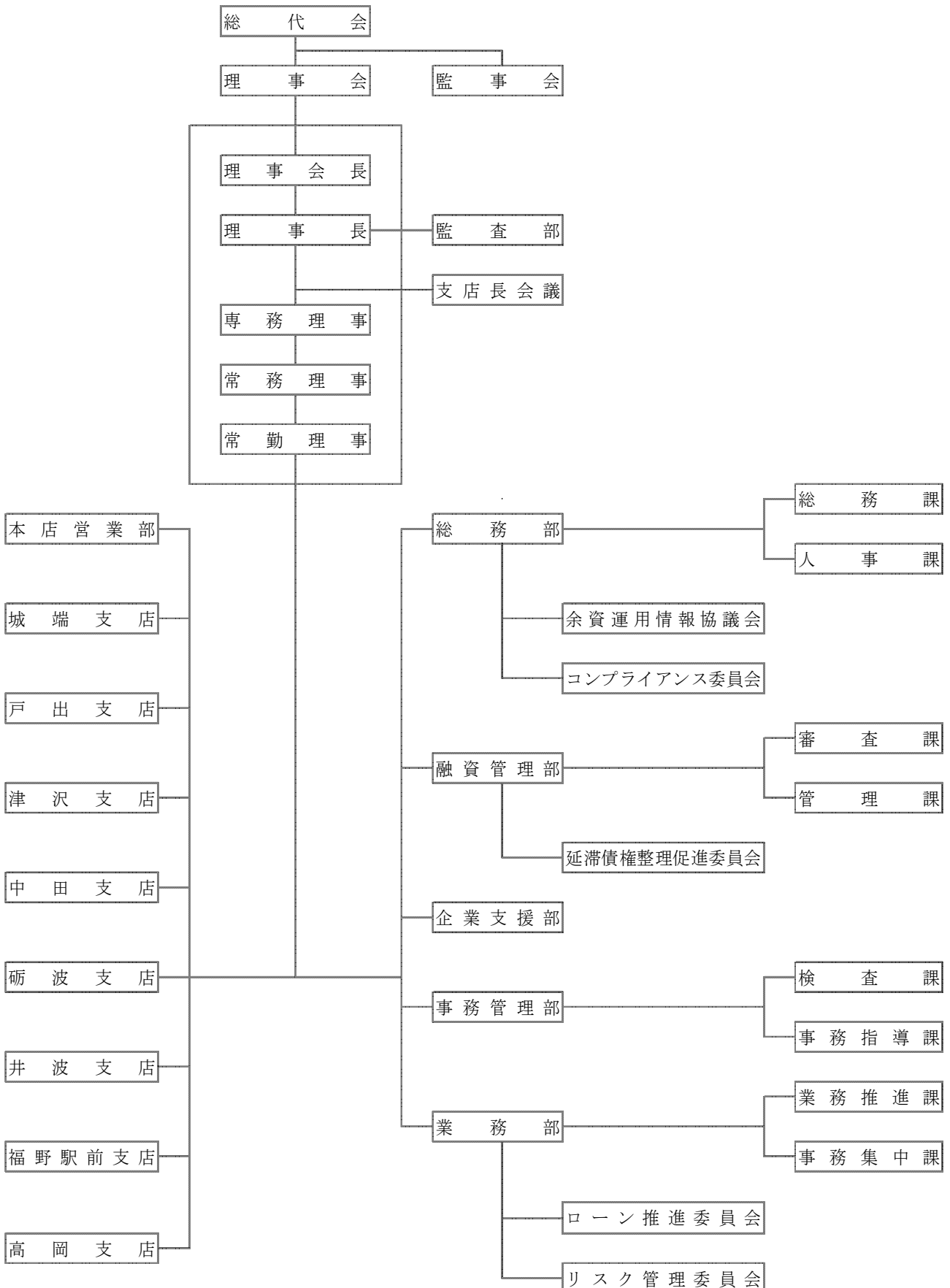
(2) 経営方針

- ◎ お客様本位の業務に努め、
明るく元気な「としん」の役割を發揮します。
- ◎ 収益目標達成に向けて意識改革を図り考動します。
- ◎ 金融仲介機能を發揮し地域の活性化に努めます。
- ◎ 倫理観を一層高め、
コンプライアンス態勢の強化に努めます。

2. 金庫の概況及び組織

◎当金庫の組織図

(令和7年7月1日現在)



◎理事・監事の氏名及び役職名

(令和7年7月1日現在)

理 事 長(代表理事)	松 本 昭 浩
常 務 理 事(代表理事)	加 藤 芳 勝 (※1)
常 勤 理 事	長谷川 裕
常 勤 理 事	清 水 郁 伸
理 事(非常勤)	宮 崎 正 行 (※1)
理 事(非常勤)	藤 井 圭 一 (※1)
理 事(非常勤)	干 野 政 功 (※1)
理 事(非常勤)	杉 木 徹 (※1)
理 事(非常勤)	川 田 征 利 (※1)
理 事(非常勤)	荒 井 毅 (※1)
理 事(非常勤)	原 野 博 明 (※1)
理 事(非常勤)	松 嶋 浩 二 (※1)
常 勤 監 事	橋 場 聡
監 事(非常勤)	山 本 英 介
員 外 監 事(非常勤)	高 田 直 明 (※2)

(※1)は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

(※2)は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

◎会計監査人の名称

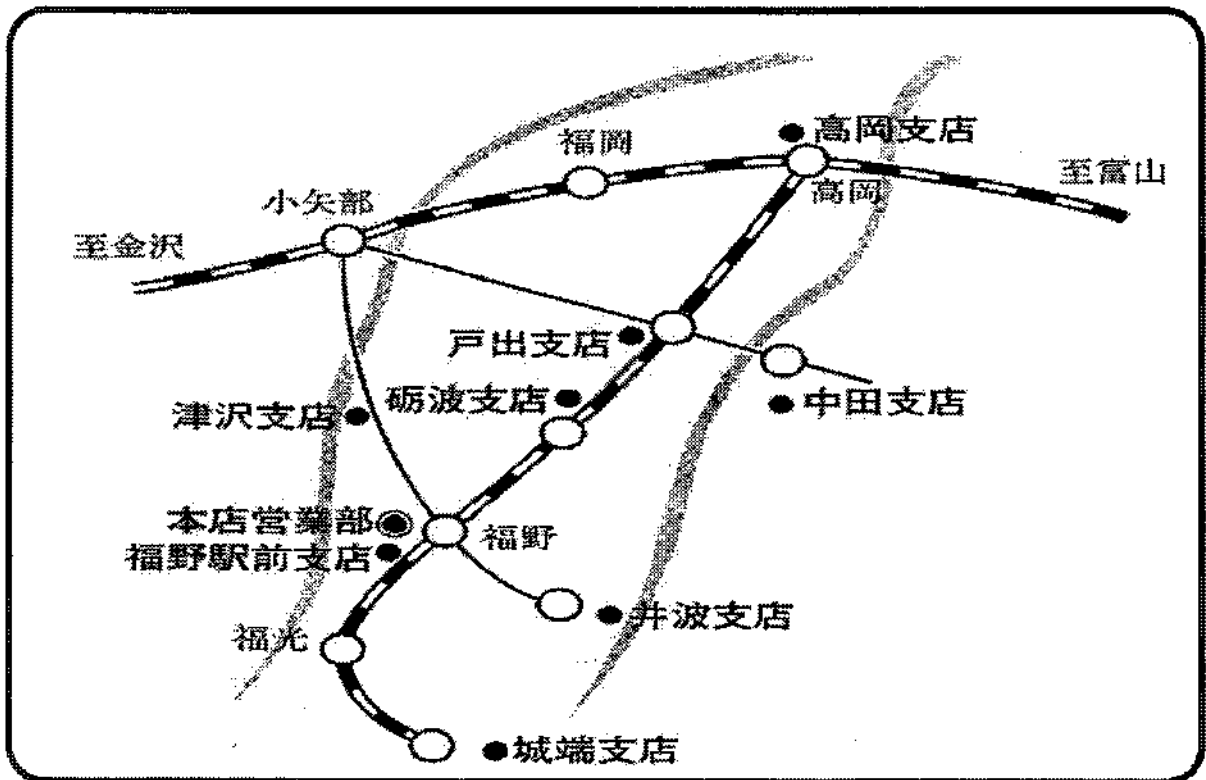
(令和7年7月1日現在)

公認会計士 越田圭事務所

公認会計士 越田 圭

◎事務所の名称及び所在地

店 舗 名	所 在 地	電 話 番 号
本 店	南砺市福野 1 6 2 1 番地の 1 5	0 7 6 3 (2 2) 2 2 0 0
本 店 営 業 部	南砺市福野 1 6 2 1 番地の 1 5	0 7 6 3 (2 2) 2 1 1 1
福 野 駅 前 支 店	南砺市福野 6 7 1 番地の 5	0 7 6 3 (2 2) 2 0 0 2
城 端 支 店	南砺市城端 5 1 5 番地の 1	0 7 6 3 (6 2) 1 4 8 0
戸 出 支 店	高岡市戸出町四丁目 3 - 2 8 番地	0 7 6 6 (6 3) 0 3 8 5
津 沢 支 店	小矢部市津沢 3 4 2 番地の 3	0 7 6 6 (6 1) 2 0 7 8
中 田 支 店	高岡市中田 5 2 0 9 番地の 2	0 7 6 6 (3 6) 1 1 4 0
砺 波 支 店	砺波市中神一丁目 1 7 4 番地	0 7 6 3 (3 2) 2 9 6 0
井 波 支 店	南砺市山見 6 8 8 番地 1	0 7 6 3 (8 2) 1 1 6 7
高 岡 支 店	高岡市川原町 1 番 1 号	0 7 6 6 (2 2) 5 4 9 1



3. お客様本位の業務運営に関する方針

信用金庫は、地域で暮らす人々が、自分たちの未来、地域社会のために必要な自分たちの金融機関を造り出したいとの「志」から生まれた「非営利の金融機関」であり、「志」を同じくする会員のための協同組織金融機関であると共に、地域社会の事業を支え、生活を支える地域金融機関であります。

また、「①地域社会繁栄への奉仕」、「②中小企業の健全な発展」、「③豊かな国民生活の実現」という信用金庫の3つのビジョンのもと、砺波信用金庫は、「共に咲く喜び」をキャッチフレーズに、人と街をつなぎ、地域の暮らしを支え、お客様のお役に立つべく地域金融機関としての使命達成に邁進してきました。

今後におきましても、地域の協同組織金融機関としての使命達成に向けて、引続き取組むと共に、以下の方針に基づき、砺波信用金庫としての役割発揮に努めます。

【方針1】お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表

○ 当金庫は、地域に密着した金融機関として、ディスクロージャーの充実・推進による経営の透明性向上や各種リスクの管理、コンプライアンス体制の充実等を図り、お客様や地域社会との信頼関係をより強固なものとしします。

また、お客様や地域社会から安心して便利な金融機関としての評価を得るため、顧客満足度の高い商品・金融サービスの提供に努め、地域金融機関として金融の円滑化を図る等その使命達成に努めます。

○ 当金庫は、金融庁が2017年3月に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」の7項目すべてを採択し、「お客様本位の業務運営に関する方針」（以下、「本方針」といいます。）を定めます。

○ 「本方針」は、当金庫が発行するディスクロージャー誌及びホームページに掲載し、公表すると共に、毎年見直しのうえ、必要に応じて改正します。

【方針2】お客様の最善の利益の追求

○ 当金庫は、以下の「経営理念と経営方針」を掲げ、お客様本位の良質なサービスを提供し、お客様の最善の利益を図ることにより、安定した顧客基盤と収益確保に繋がる業務運営に取り組めます。

<経営理念>

- ◎ 健全で活力のある中小企業の育成発展
- ◎ 豊かで安定した家庭生活の実現
- ◎ 明るく活気に溢れた街作り

<経営方針>

- ◎ お客様本位の業務に努め、明るく元気な「としん」の役割を發揮します。
- ◎ 収益目標達成に向けて意識改革を図り考動します。
- ◎ 金融仲介機能を發揮し地域の活性化に努めます。
- ◎ 倫理観を一層高め、コンプライアンス態勢の強化に努めます。

【方針 3】利益相反の適切な管理

- 当金庫は、信用金庫法に基づく金融機関として、また、金融商品取引法上の登録金融機関として、これらの法令等により求められている体制整備を図り、「利益相反の恐れのある取引」を特定し管理するための「利益相反管理方針」を定め、この方針に基づき適切な管理を行います。

【方針 4】手数料等の明確化

- 当金庫は、お客様からいただく手数料を、以下の関連項目毎に、当金庫が発行するディスクロージャー誌に掲載し公表すると共に、お客様にわかりやすく丁寧に説明いたします。
＜手数料一覧＞
 - ・ 為替関連、預金関連、貸出関連、でんさいネット関連、その他手数料

【方針 5】重要な情報の分かりやすい提供

- 当金庫は、商品・サービスのご案内として、以下の項目毎に、当金庫が発行するディスクロージャー誌に掲載し公表すると共に、お客様にわかりやすく丁寧に説明いたします。
＜商品・サービスのご案内＞
 - ・ 預金、貸出、国債、保険、信託、各種サービス

【方針 6】お客様にふさわしいサービスの提供

- 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び、当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明を行います。
- 当金庫は、「金融商品の勧誘方針」及び、「登録金融機関業務に係る倫理コード」を定め、お客様にふさわしいサービスの提供に努めます。

【方針 7】職員に対する適切な動機付けの枠組み等

- 当金庫は、「経営理念と経営方針」等を掲げ、お客様本位の良質なサービスを提供し、お客様の最善の利益を図ることにより、安定した顧客基盤と収益確保に繋がる業務運営に取り組めます。
また、「お客様本位の業務運営に関する方針」の当金庫の職員への定着と実践に向けて、業態の中央機関である「全国信用金庫協会」や、「北陸地区信用金庫協会」及び、「富山県信用金庫協会」主催の各種研修への派遣、信金中央金庫や他の信用金庫職員との「交流・意見交換」等により、信用金庫の存在意義と役割発揮に係る人材育成を行います。
なお、各種研修等への派遣に加え、当該研修参加者を講師とした「庫内研修」の実施や、臨店指導の実施による職員のスキルアップに取り組めます。

以上

4. 沿革・歩み

昭和 3年12月	有限責任福野町信用組合設立許可
昭和 4年 1月	設立総会を行う
昭和 4年 3月	福野町1338番地にて開業、福野町市街地が営業地区となる
昭和11年 2月	事務所を福野町1360番地へ移転
昭和20年 4月	市街地信用組合改組認可
昭和21年 7月	事務所を福野町1621の甲へ移転
昭和23年 3月	北山田村、高瀬村、山野村、東野尻村、津沢町、西野尻村、東石黒村が営業地区となる
昭和23年 4月	出町、中田町、城端町、福光町、戸出町、石動町が営業地区となる
昭和24年 4月	井波町が営業地区となる
昭和24年 6月	国民金融公庫(統合により現在(株)日本政策金融公庫)と代理業務契約
昭和25年 3月	東砺波郡全域、西砺波郡のうち石動町、戸出町、福光町、吉江村、東石黒村、西野尻村、津沢町が営業地区となる
昭和25年 4月	中小企業等協同組合法による信用協同組合に改組し砺波信用組合と改称
昭和25年 4月	城端支店設置
昭和25年 6月	戸出支店設置
昭和26年 4月	津沢支店設置
昭和26年 4月	中田支店設置
昭和26年10月	信用金庫法の制定に伴い信用金庫に改組し砺波信用金庫と改称
昭和26年10月	出町支店設置
昭和28年11月	中小企業金融公庫(統合により現在(株)日本政策金融公庫)と代理業務契約
昭和30年 4月	福野駅前出張所設置
昭和30年11月	井波支店設置
昭和33年 5月	東砺波郡全域、砺波市、西砺波郡戸出町、砺中町が営業地区となり、行政区域の変更に伴い石動町、福光町、吉江村が地区外となる
昭和34年 2月	全国信用金庫連合会(現 信金中央金庫)と代理業務契約
昭和38年 4月	日本不動産銀行と代理業務契約(平成12年12月 契約解除)
昭和38年11月	本店新築落成
昭和39年 1月	住宅金融公庫(現 住宅金融支援機構)と代理業務契約
昭和39年 3月	日本長期信用銀行と代理業務契約(平成12年12月 契約解除)
昭和39年10月	中小企業退職金共済事業団と代理業務契約
昭和39年12月	高岡市が営業地区となる
昭和40年 6月	日本興業銀行と代理業務契約(平成13年1月 契約解除)
昭和40年 6月	小矢部市全域と射水郡大門町が営業地区となる
昭和40年 7月	出町支店を砺波支店に名称変更
昭和40年11月	高岡支店設置
昭和41年 1月	国債引受開始
昭和41年 5月	小規模企業共済事業団と代理業務契約
昭和41年 6月	政府保証債券引受開始
昭和43年 2月	環境衛生金融公庫(統合により現在(株)日本政策金融公庫)と代理業務契約
昭和46年12月	電算機(NCRセンチュリー100)導入

昭和46年12月	資金量100億円突破
昭和50年12月	全国しんきん保証(株)と代理業務契約
昭和51年 6月	西砺波郡福光町が営業地区となる
昭和51年 8月	資金量200億円突破
昭和53年11月	創業50年記念式典挙行
昭和54年 3月	資金量300億円突破
昭和56年11月	電算機導入による全店オンラインの稼働
昭和58年12月	資金量400億円突破
昭和59年 9月	福野駅前出張所が福野駅前支店として昇格認可を得る
昭和59年11月	国債の窓口販売
昭和63年10月	戸出西支店設置
平成 元年 3月	外国通貨の両替業務取扱開始
平成 元年 9月	資金量500億円突破
平成 3年11月	福野駅前支店新築移転
平成 3年12月	資金量600億円突破
平成 5年 4月	西砺波郡全域が営業地区となる
平成 5年10月	福野中央支店設置
平成 6年 1月	金の取扱業務開始
平成 7年12月	資金量700億円突破
平成 8年11月	日本銀行との当座預金取引開始
平成 9年 6月	射水郡全域が営業地区となる
平成11年 5月	信金大阪共同事務センター事業組合への加盟及び電算システムの利用開始
平成11年11月	宝くじの発売開始(平成16年3月31日取扱を廃止)
平成12年 3月	デビットカードの取扱開始
平成12年10月	日本銀行歳入代理店の事務取扱開始
平成12年12月	しんきんATMゼロネットサービス開始
平成13年 3月	スポーツ振興くじ払戻業務開始(平成18年2月28日払戻業務を廃止)
平成13年 4月	損害保険業務「しんきんグッドすまいる」の取扱開始
平成13年10月	戸出支店と戸出西支店の統合(戸出西支店の廃止)
平成14年 5月	郵貯ATMとの相互接続開始
平成14年10月	消費者金融及び生命保険会社に対するATM開放
平成14年10月	生命保険商品の取扱開始(定額年金、変額年金)
平成15年 2月	個人向け国債(10年変動金利型)の取扱開始(第1回募集から)
平成15年 3月	ホームページの開設(http://www.tonami-shinkin.co.jp)
平成15年10月	インターネットバンキング開始
平成16年 1月	料金払い込みサービス「Pay-easy(ペイジー)」開始
平成16年 9月	本店営業部と福野中央支店の統合(福野中央支店の廃止)
平成16年11月	決済用預金(普通預金無利息型)の取扱開始
平成17年 4月	生命保険会社、銀行系消費者金融会社に対するATM開放
平成17年 9月	しんきんファクシミリ振込サービス開始
平成17年10月	Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス開始
平成17年11月	井波支店移転新築オープン

平成17年12月	FAX-OCRシステム開始
平成17年12月	個人向け国債(5年固定金利型)の取扱開始(第1回募集から)
平成18年12月	資金量800億円突破
平成19年 2月	としんカードのATM利用手数料の無料化開始
平成19年10月	しんきん北陸トライネットATMサービスを開始
平成20年 2月	印鑑照合システムの稼働
平成20年 4月	第三分野保険商品の取扱開始(がん保険、医療保険)
平成21年 3月	ATMに通帳繰越機能を追加
平成22年 7月	ATMに振込機能を追加(本店営業部・砺波支店)
平成22年 7月	個人向け国債(3年固定金利型)の取扱開始(第1回募集から)
平成24年 7月	北陸3県下16信用金庫のATMによる通帳記帳取引の開始
平成24年 8月	第三分野保険商品 標準傷害保険取扱開始
平成24年11月	中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関の認定取得
平成25年 2月	「でんさいネット」のサービス開始
平成25年 9月	富山県と「観光・産業振興に関する協定」を締結
平成26年 1月	富山県警察と「サイバー犯罪に対する共同対処協定」を締結
平成26年 7月	富山県と「富山県におけるがん対策の推進に関する協定書」を締結
平成26年11月	情報系サーバ機器等を(株)パワー・アンド・ITが管理するデータセンターに移設
平成26年12月	(株)商工組合中央金庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結
平成27年 1月	北陸税理士会富山県4支部と「業務協力に関する覚書」を締結
平成27年 2月	独立行政法人福祉医療機構と「社会福祉事業施設に対する貸付けに係る覚書」を締結
平成27年 5月	(株)日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結
平成27年10月	(株)日本政策金融公庫・富山県信用保証協会と 「創業支援等に係る業務連携・協力に関する覚書」を締結
平成27年10月	(一社)富山県機電工業会と「富山県のものづくり活性化を図るための包括協定」を締結
平成28年 3月	北陸3県の全信用金庫と「大規模災害時における相互支援にかかる協定」を締結
平成28年 7月	富山県全域が営業地区となる
平成29年 4月	信託商品の取扱開始
平成29年10月	(一社)富山県中小企業診断協会と「業務連携協力に関する覚書」を締結
平成29年12月	(株)TKCと「中堅・中小企業の持続的成長支援に関する覚書」を締結
平成30年 7月	戸出支店移転オープン
平成30年 9月	株式会社ランビと「ビジネスマッチング契約」を締結
平成30年11月	株式会社Origamiと「加盟店開拓にかかる契約」を締結
令和 2年 2月	パーソルホールディングス(株)と「業務提携契約」を締結
令和 2年 4月	個人型確定拠出年金(しんきんiDeCo)の取扱開始
令和 3年 4月	富山県と「富山県プロフェッショナル人材マッチング(対象15社)契約」を締結
令和 3年11月	資金量900億円突破
令和 4年 1月	南砺市と「包括的地域連携に関する協定」を締結
令和 4年12月	バンカーズアンドアソシエイツ(株)と「ビジネスマッチング契約」を締結
令和 6年 3月	砺波支店移転オープン
令和 7年 2月	富山県警察との「特殊詐欺等の情報提供に関する協定書」の締結

5. トピックス

- ◎クールビズ、ウォームビズの実施(地球温暖化防止・環境保全への取組み)
- ◎「地域密着型金融推進計画」の進捗状況を公表 (令和5年度分)
- ◎「顧客満足度調査」の実施及び調査結果の公表 (令和6年度分)
- ◎年金お客様感謝デーの実施 (年金振込日)
- ◎全営業店にタブレット端末を導入
- ◎全営業店にデジタルサイネージを設置
- ◎店頭預金金利の改定を実施
(令和6年4月1日、9月2日)
- ◎給与振込キャンペーン「しんきんラッキー7キャンペーン」の実施
(令和6年3月1日～5月31日)
- ◎「しんきん通帳アプリ」の取扱開始
(令和6年6月1日)
- ◎「信用金庫の日」北陸地区統一キャンペーンの実施
(令和6年6月1日～15日)
- ◎定期預金サマーキャンペーンの実施
(令和6年6月10日～8月30日)
- ◎としん教育カードローンキャンペーンの実施
(令和6年8月15日～令和7年6月30日)
- ◎(一社)富山県中小企業診断協会「無料経営相談会」を開催
(令和6年11月1日)
- ◎遺言の日「遺言・相続無料相談会」を開催
(令和6年11月15日)
- ◎でんさいライトの取扱開始
(令和6年11月18日)
- ◎定期預金ウインターキャンペーンの実施
(令和6年12月2日～令和7年1月31日)
- ◎としん「こども初預金」の実施
(令和7年1月6日～10日)
- ◎「能登半島復興応援定期積金」の取り扱い
(令和7年1月6日～3月31日)
- ◎としん合同講演会<講師 伊藤聡子氏(フリーキャスター／事業創造大学院大学客員教授)>
及び親睦団体合同懇親会を開催
(令和7年3月7日)

6. 金庫の主要な事業の内容

◎預金業務

(1) 預金

当座預金、普通預金(決済用預金含む)、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取扱っています。

(2) 譲渡性預金

譲渡可能な預金を取扱っています。

◎貸出業務

(1) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っています。

(2) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形、電子記録債権及び荷付為替手形の割引を取扱っています。

◎有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しています。

◎内国為替業務

送金、振込及び代金取立等を取扱っています。

◎外国為替の取り次ぎ業務

外国送金の取り次ぎ(信金中央金庫経由により)を行っています。

◎附帯業務

(1) 代理業務

- ① 日本銀行歳入代理店業務
- ② 地方公共団体の公金取扱業務
- ③ 信金中央金庫等の代理貸付業務

(2) 信託代理店業務

(3) 保護預かり及び貸金庫業務

(4) 有価証券の貸付

(5) 債務の保証

(6) 金の取扱い(純金積立)

(7) 公共債の引受

(8) 国債等公共債の窓口販売

(9) 保険商品の募集業務(保険業法に基づく保険募集)

- ① 損害保険業務(火災保険・傷害保険)
- ② 生命保険業務(個人年金保険・終身保険・医療保険・がん保険)

(10) 電子債権記録業に係る業務

(11) 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務

7. 商品・サービスのご案内

(令和7年7月1日現在)

◎預 金

種 類	特 色 (内 容)	期 間	預 入 額
普 通 預 金	当金庫の全営業店で随時出し入れができ、給与・年金のお受取り、公共料金や各種クレジット代金等の自動支払いをはじめ、おサイフがわりに気軽にお使いいただけます。また、キャッシュカードをお使いになれば、「全国キャッシュサービス」をご利用いただけたいへん便利です。	出し入れ自由	1円以上
総 合 口 座	1冊の通帳に、普通預金、定期預金、定期積金及び自動融資をセットしたたいへん便利な口座です。		
普 通 預 金	当金庫の全営業店で随時出し入れができ、給与・年金のお受取り、公共料金や各種クレジット代金等の自動支払いをはじめ、おサイフがわりに気軽にお使いいただけます。また、キャッシュカードをお使いになれば、「全国キャッシュサービス」をご利用いただけたいへん便利です。	出し入れ自由	1円以上
定 期 預 金	スーパー定期、大口定期、期日指定定期預金、変動金利定期預金のお取扱いができ、すべて自動継続扱いですので、お書替えの手間がかからずたいへん便利です。	スーパー定期、 大口定期 1ヶ月～5年	スーパー定期 1万円以上 大口定期 1,000万円以上
		期日指定定期 最長3年 (1年据え置き)	1万円以上 300万円未満
		変動金利定期預金 1年～3年	1万円以上
定 期 積 金	お客様の豊かなプラン実現のため、毎月一定額を積み立て、大きく貯める計画・目的の貯蓄にピッタリの商品です。	6ヶ月以上 7年以下	1,000円以上
自 動 融 資	定期預金、定期積金のお預け入れ額の90%、最高500万円までいつでも自動的にご利用いただけます。		
決 済 用 預 金 (普通預金無利息型)	決済用預金として、無利息・要求払い・決済サービス機能の付加の3要件を満たす預金で、預金保険法により全額保護されています。 新規の申込みおよび現行の普通預金からの切替申込みができます。現行の普通預金から切替ても口座番号の変更はなく、公共料金や各種クレジット代金等の自動支払いや給与・年金などの受入はこれまでどおりにできます。 また、キャッシュカードをお使いになれば、現行の普通預金と同様に「全国キャッシュサービス」をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上

種 類	特 色 (内 容)	期 間	預 入 額
貯 蓄 預 金	普通預金のように随時出し入れができ、残高に応じた金額段階別に金利がつき、便利で普通預金より有利な預金です(ただし、残高が10万円未満の場合は普通預金金利)。また、キャッシュカードによる出し入れもできます。	出し入れ自由	1円以上
通 知 預 金	一時的にまとまった余裕資金の短期運用に最適です。	7日以上	1万円以上
納 税 準 備 預 金	納税資金をご準備いただくための預金です。お利息は非課税扱いです。	お引出しは納税時	1円以上
当 座 預 金	小切手・手形により出金する預金で、支払いは安全・便利です。	出し入れ自由	1円以上
定 期 積 金 (スーパー積金)	教育、結婚、旅行など、お客様のプランに合わせて、目標額と期間を設定し、毎月一定額を積み立てて大きく貯める預金です。	6ヶ月以上 7年以下	1,000円以上
譲 渡 性 預 金 (NCD)	大口資金の短期運用に適した譲渡可能な預金です。	2週間以上 2年以内	5,000万円 以上
定 期 預 金	まとまったお金をふやす自由金利の定期預金で、証書式のほかに通帳式もございます。		
スーパー定期	もっとも身近な定期預金です。確定利回りで単利型のほかに、個人のお客様のみ利用できる複利型もございます。お書替えの手間のかからない便利な自動継続扱いもございます。満期日を指定することもできます。	1ヶ月以上 5年以内	1,000円以上
大 口 定 期	確定利回りの大口資金の定期預金です。お書替えの手間のかからない便利な自動継続扱いもございます。満期日を指定することもできます。	1ヶ月以上 5年以内	1,000万円 以上
期 日 指 定 定 期 預 金	お預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日に全部または1部について払出すことができます。1年ごとの複利計算で有利となっています。便利な自動継続扱いもございます。	3年	1万円以上 300万円未満
変 動 金 利 定 期 預 金	金融市場の金利動向に応じて6ヶ月ごとに金利を変更いたします。便利な自動継続扱いもございます。満期日を指定することもできます。ほかに個人のお客様のみ利用できる、期間3年の複利型もございます。	1年以上 3年以内 複利型は3年のみ	1,000円以上
財 形 預 金	お勤め先の財形制度を通じての財産作り。毎月の給料またはボーナスから天引きして積み立てる有利な預金です。		
一般財形預金	目的は自由。積立期間を決める必要がなく、お客様の生活設計に合わせて積み立てる財形預金です。	3年以上 (最低年1回以上の預入が必要)	1,000円以上
財形年金預金	老後に備える個人年金。在職中に定期的に積立し、ご希望のプランで年金として受取れます。退職後も年金受取り終了まで、財形住宅と合わせて550万円まで非課税となります。	積立期間：5年以上 据置期間：6ヶ月以上5年以内 受取期間：5年以上20年以内	1,000円以上
財形住宅預金	住宅取得・増改築を目的とする財形預金。財形年金と合わせて550万円まで非課税となります。	積立期間：5年以上	1,000円以上

◎貸 出

(1) 事業者向けローン

種 類	特 色 (内 容)	貸出金額	期 間
としん事業活性化 資 金	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中での資金繰り支援として、当金庫営業地域内の法人および自営業者の方の、設備、運転資金としてご利用いただけます。	3,000万円以内	手形貸付 2年以内 証書貸付 10年以内
としん・公庫 ビジネスバリュー	当金庫と(株)日本政策金融公庫が連携し、「経営者保証を不要とする融資」です。当金庫と(株)日本政策金融公庫との協調融資を受けられる方にご利用いただけます。	3,000万円以内	設備 10年以内 運転 7年以内
としん地方創生・ 活性化ローン	経済構造の変化や、少子高齢化、人口減少等が見込まれる当金庫営業地域内の経済の発展に寄与するため、新たに「環境・介護・医療などの新成長分野」をはじめとして、「地方の創生・活性化」に資する事業等に取り組む法人および自営業者の方にご利用いただけます。第三者の連帯保証人および担保は原則不要です。	1億円以内	設備 10年以内 運転 7年以内 (据置期間2年以内)
事業者カードローン (としんビジネス カードローン)	全国の信用金庫のほか提携金融機関のキャッシュコーナーでカードを利用して、信用保証協会の保証付き事業資金が借りられ、返済は毎月分割のたいへん便利なローンです。	100万円以上 2,000万円以下	1年もしくは2年 (更新も可能です)
としん災害サポート 資 金	自然災害等の影響を受け、事業活動に支障をきたしている際の、設備、運転資金としてご利用いただけます。	3,000万円以内 ただし、資金使途が 運転資金の場合は、 前期平均月商の3カ 月分が上限となります。	設備 10年以内 運転 7年以内
各 種 制 度 融 資	富山県及び各市の各種制度融資を積極的にお取扱いいたしております。	各種制度融資により定められています。	
代 理 貸 付	信金中央金庫、(株)日本政策金融公庫等の委託によりご融資いたします。	各委託金融機関により定められています。	

(2) 個人向けローン

種 類	特 色 (内 容)	貸出金額	期 間	担保・保証人・保証機関等	
住 宅 ロ ー ン	当 庫 住 宅 ロ ー ン	住宅の新築、増改築或いは住宅の購入資金としてご利用いただけます。	2,500万円	2～25年	不動産担保・保証人要
	と し ん 住 宅 ロ ー ン (み ら い)	住宅の新築、増改築或いは土地、住宅の購入資金としてご利用いただけます。 また、借替資金としてもご利用いただけます。	2億円 (但し商品により貸出金額が異なります。)	最長50年	不動産担保要・ (一社)しんきん保証基金
			1億円 (但し商品により貸出金額が異なります。)	最長35年 (但し資金使途により貸出期間が異なります。)	不動産担保要・ 全国保証(株)
と し ん 無 担 保 住 宅 ロ ー ン	住宅の新築、増改築或いは住宅の購入資金としてご利用いただけます。 また、借替資金としてもご利用いただけます。	2,000万円	20年	(一社)しんきん保証基金	
と し ん リ フ ォ ー ム ロ ー ン	住宅の増改築等住宅に関する資金としてご利用いただけます。	1,000万円	15年	(一社)しんきん保証基金	
		500万円	20年	全国保証(株)	
と し ん マ イ カ ー ロ ー ン	無担保、無保証人で自動車の購入はもちろん、車検やガレージの新築にもご利用いただけます。 (営業に関する車両は除く)	1,000万円	15年	(一社)しんきん保証基金	
個 人 ロ ー ン	無担保、無保証人で資金使途は自由。 (但し事業資金は除く、また原則見積書等徴求可能なもの)日常生活の中での必要資金としてご利用いただけます。	500万円	10年	(一社)しんきん保証基金	
し ん き ん フ リ ー	無担保、無保証人、資金使途自由で見積書は不要。日常生活での必要資金としてご利用いただけます。	500万円	10年	(一社)しんきん保証基金	
ス ー パ ー フ リ ー ロ ー ン ・ モ ア	無担保、無保証人、資金使途自由で見積書は不要(但し、事業資金は除く)。日常生活での必要資金としてご利用いただけます。	500万円	10年	(株)オリエントコーポレーション	
フ リ ー ロ ー ン ベ ン り 君	無担保、無保証人、資金使途自由で見積書は不要。日常生活での必要資金としてご利用いただけます。	300万円	7年	(株)クレディセゾン	

種 類	特 色 (内 容)	貸出金額	期 間	担保・保証人 ・保証機関等
としんカード ローン	1枚のカードで必要な時に全国ほとんどの金融機関のキャッシュコーナーで資金のご利用がいただけ、いざという時に便利なカードです。	10～ 300万円	3年 (自動更新)	(一社)しんきん 保証基金
B I G カード ローン	1枚のカードで必要な時に全国ほとんどの金融機関のキャッシュコーナーで資金のご利用がいただけ、いざという時に便利なカードです。	50、80、 100、150、 200、250、 300万円	3年 (自動更新)	(株)オリエント コーポレーショ ン
としんカード ローン きゃっする	1枚のカードで必要な時に全国ほとんどの金融機関のキャッシュコーナーで資金のご利用がいただけ、いざという時に便利なカードです。	50～ 500万円	5年 (自動更新)	信金ギャラン ティ(株)
としんカード ローン シルバーきゃっする	年金受給者を対象としたカードローン。全国ほとんどの金融機関のキャッシュコーナーで資金のご利用がいただけ、いざという時に便利なカードです。	50万円	5年 (自動更新)	信金ギャラン ティ(株)
としん教育 カードローン	大学等に就学する子弟・孫等に係る学校納付金その他必要な教育資金を全国ほとんどの金融機関のキャッシュコーナーでご利用がいただける便利なカードです。	500万円	1年 (自動更新)	(一社)しんきん 保証基金
としん教育ローン	学校納付金および教育関連資金等にご利用いただけます。	1,000万円	16年	(一社)しんきん 保証基金
としん 災害サポート 資金	自然災害等の影響を受け、日常生活に支障をきたしている際の、災害復旧にかかる費用としてご利用いただけます。	1,000万円	5年	保証人要
代理貸付	(株)日本政策金融公庫等の委託によりご融資いたします。	各委託金融機関により定められています。		

◎国 債

種 類	特 色 (内 容)		期 間	購 入 額
個人向け国債	3年固定金利型	年12回(毎月)発行 原則、1年未満は中途換金できません。 (中途換金する場合、差し引かれる直前2回分の利子相当額が税引き前で計算されることから、受取金額の合計が投資金額を下回ることがあります)	3年	1万円以上 1万円単位
	5年固定金利型	年12回(毎月)発行 原則、1年未満は中途換金できません。 (中途換金する場合、差し引かれる直前2回分の利子相当額が税引き前で計算されることから、受取金額の合計が投資金額を下回ることがあります)	5年	1万円以上 1万円単位
	10年変動金利型	年12回(毎月)発行 原則、1年未満は中途換金できません。 (中途換金する場合、差し引かれる直前2回分の利子相当額が税引き前で計算されることから、受取金額の合計が投資金額を下回ることがあります)	10年	1万円以上 1万円単位

◎保 険

種 類		特 色 (内 容)
損害保険	火災保険(しんきんグッドすまいる)	住宅ローンにセット
	傷害保険 (しんきんの傷害保険<標準傷害保険>)	健康状態の告知が不要、 保険料は、年齢・職業・性別にかかわらず均一
生命保険	終身保険(しんきんらいふ終身FS)	無告知型
	医療保険 (新しい形の医療保険 REASON)	月々の払い込みで終身
	医療保険(フェミニヌneo)	女性専用保険
	がん保険 (生きるを創るがん保険 WINGS)	月々の払い込みで終身

◎信 託

種 類	特 色 (内 容)
しんきん暦年信託 (こころのリボン)	毎年110万円まで非課税で生前贈与できる税制を利用した商品です。
しんきん相続信託 (こころのバトン)	相続が発生したときに、指定した方が一時金や定期的に資金を受け取ることができる商品で、生前にご自分が定期的に資金を受け取ることもできます。

◎確定拠出年金

種 類	特 色 (内 容)
個人型確定拠出年金 (しんきんiDeCo)	老後への備えのために、資産を形成する商品です。

◎各種サービス

サービス名	特 色 (内 容)
キャッシュカードサービス (ICキャッシュカード)	キャッシュカードで、当金庫の本支店はもちろん、全国の信用金庫ならびにゆうちょ銀行および相互入金業務協議会加盟金融機関での入出金、その他提携金融機関(都市銀行から農協までほとんどの金融機関)の自動機による出金取引・カード振込ができます。
A T M利用手数料の無料化	としんキャッシュカードで当金庫本支店のA T Mご利用手数料は無料です(ただし、振込手数料は除きます)。 としんのカードを全国どこのA T M(としんカードが利用できるA T M)をご利用の際にお支払いになったご利用手数料は、お支払いの都度、お客様の口座へキャッシュバックいたします(ただし、月5回までとし、振込手数料は除きます)。
しんきん北陸トライネット	富山県・石川県・福井県に本店を置く信用金庫のキャッシュカードで、当金庫のA T Mにて入金および引出しの取引をされる場合、A T Mご利用手数料が無料をご利用いただけます。
ゆうちょ銀行A T Mとの相互接続サービス	全国のゆうちょ銀行のA T Mで、現金の預入・支払及び残高照会サービスのご利用が出来ます。
セブン銀行A T Mの預入支払機提携	セブン銀行のA T Mで、現金の預入・支払及び残高照会サービスのご利用が出来ます。
イオン銀行A T Mとの相互接続サービス	イオン銀行のA T Mで、現金の預入・支払及び残高照会サービスのご利用が出来ます。
ローソン銀行A T Mとの直接提携	ローソン銀行のA T Mで、現金の預入・支払及び残高照会サービスのご利用が出来ます。
デビットカードサービス	キャッシュカードで、ジェイ・デビット(J-D e b i t)の加盟店における買い物等代金のお支払いにご利用いただけます。
提携デビットカードサービス	キャッシュカードで、提携企業(ローソン)における買い物等代金のお支払いにご利用いただけます。
A T Mでの通帳繰越	当金庫のA T Mは通帳繰越が可能です。通帳に記帳欄が無くなった場合に自動で新通帳を発行いたします。
A T M振込	A T Mにてお振込ができます。振込依頼書への記入の手間も要らず、窓口扱いよりも手数料もお得です。
A T Mキャッシングサービス	下記のカードで、当金庫A T Mにてキャッシング等のサービスをご利用いただけます。 しんきんV I S Aグループ及びV J Aグループ各社、J C Bカード、M U F Gカード/U F Jカード、U Cカード、D Cカード、三井住友カード(S M B C F S)、イオンカード、U C Sカード、ライフカード、アプラスカード、ジャックスカード、オリコ、クレディセゾン、ダイナースクラブカード、N I C O Sカード、トヨタファイナンス、ゆめカード、エポスカード、三井住友カード(コスモ・ザ・カード)、楽天銀行、ひまわりカード、フコク生命カード、三井住友カード(S M B Cモビット)、ニッセンクレジット、ポケットカード
インターネットバンキングサービス(個人)	インターネットで資金移動、定期預金口座開設、届出住所の変更等やマルチペイメントのサービスをご利用いただけます。
ネット口座振替受付サービス	パソコンおよび携帯電話から収納機関のインターネットサイトから預金口座振替契約を締結することができるサービスです。
インターネットバンキングサービス(法人)	インターネットでオンライン取引(振込・振替、残高照会等)やデータ伝送(総合振込、給与・賞与振込、預金口座振替、預金口座振替結果照会)およびマルチペイメント等のサービスをご利用いただけます。
A P I連携	フリー株式会社等とA P I連携により、口座の残高や入出金明細等の情報を会計ソフト等に自動連携することが可能です。

サービス名	特 色 (内 容)
「でんさいネット」サービス	電子記録債権法に基づき、手形に代わる新しい決済手段として「でんさいネット」を利用いただけるサービスです。 ・支払事務の軽減、搬送コスト削減が期待できます。 ・印紙税は課税されません。 ・紛失、盗難のリスクがありません。 ・取立手続が不要です。また、必要な金額だけ分割して譲渡、割引が可能です。
「でんさいライトネット」サービス	インターネットバンキング契約がなくても、でんさいを利用できる基本手数料が不要なサービスです。インターネットに接続できる環境があれば、現在お使いのパソコン・スマートフォン・タブレットを通じてご利用いただくことができます。 (アプリをインストールする必要はありません) ・1件当たりの支払上限額を100万円以下としています。
Pay-easy (ペイジー) サービス	インターネットで公共料金、税金、クレジットなど、各種料金の払い込みを行うことができます。
Pay-easy (ペイジー) 口座振替受付サービス	口座振替受付サービス(収納機関受付方式)は、預金口座振替契約を収納機関の受付端末機で、キャッシュカードの読み取りと暗証番号の入力だけで手続きを完了することができるサービスです。
Bank Pay	「QRコード決済」や「ことら送金」等が利用できる金融機関共通のスマートフォンアプリで、利用中の普通預金口座等を登録して利用することができます。
ことら送金サービス	スマートフォンアプリを使用した10万円までの個人宛て送金が、手数料無料で利用できるサービスです。口座番号指定での送金だけではなく、受取側が事前に設定した携帯電話番号やメールアドレス宛てへの送金が可能です。
Pay Pay チャージサービス	「Pay Pay」に預金口座を登録することで、預金口座から即時にPay Pay残高をチャージすることができるサービスです。
ANSER-VALUX サービス	インターネット回線を使用し、資金移動や残高照会をご利用いただけます。特徴としては、一つの電子証明書で複数の異なる金融機関へのログインが可能となるものですが、別途NTTデータとの契約も必要になります。
しんきんファクシミリ振込サービス	専用の振込依頼書に金額を記入するだけで、お手持ちのファクシミリから居ながらにして総合振込・給与・賞与振込が出来るサービスです。
しんきんアンサーサービス	ファクシミリをご利用いただき、振込(取立)入金のご通知を自動的にお知らせします。また、残高照会、入出金明細照会などにもご利用いただけます。
自動支払	一度手続きをするだけで、公共料金、各種クレジット料金、授業料などが、ご指定の預金口座から自動的に支払われます。
自動受取	厚生年金、国民年金、共済年金、株式配当金などが、お受取り日に自動的にご指定の預金口座に振込まれます。
給与振込	給料、ボーナスがご指定の預金口座に振込まれます。給料日が出張や休暇と重なった場合でも、全国の金融機関でキャッシュカードを使ってお引出しできます。
送金・振込(内国為替)	当金庫の本支店をはじめオンラインによって結ばれた全国各地の金融機関のご指定の預金口座へ迅速にお振込ができます。
公金収納	国、県、市税などの公金収納のお取扱いをいたします。
夜間金庫(福野ア・ミュー出張所に設置)	当金庫の営業時間終了後、お店や会社の売上金などをその日のうちにお預かりします。翌営業日にはご指定の預金口座に自動的に入金されます。
貸金庫(本店営業部に設置)	預金証書、債券、株券、権利証、貴金属などを金庫室で安全に保管し、盗難、災害などの不慮の事故からお守りします。

8. 手数料一覧

(令和7年7月1日現在)

◎為替関連手数料

(1) 振込手数料(1件につき)

振込の種類	金額の区分	手数料(1件につき)			
		(窓口利用)	(ATM振込)	(しんきん ファクシミリ 振込サービス)	
当金庫あて	同一店内あて	会員及び3万円未満	無料	無料	無料
		員外かつ3万円以上	220円	無料	無料
当金庫あて	当庫本支店あて	3万円未満	220円	110円	110円
		3万円以上	440円	220円	330円
他金融機関あて	電信扱い	3万円未満	550円	220円	440円
		3万円以上	770円	440円	550円
	文書扱い	3万円未満	880円	—	—
		3万円以上	880円	—	—

(注) 1. 文書扱いは国庫金振込・公金振込および付帯物件に限らせていただきます。

(2) インターネットバンキング振込手数料(1件につき)

振込の種類	金額の区分	手数料(1件につき)			
		(個人)	(法人)		
資金移動	同一店内あて	3万円未満	無料	無料	
		3万円以上	無料	無料	
	当金庫あて	当庫本支店あて	3万円未満	無料	無料
			3万円以上	無料	無料
他金融機関あて	3万円未満	220円	220円		
	3万円以上	440円	330円		

(3) 給与振込手数料(1件につき)

振込の種類	金額の区分	手数料(1件につき)			
		総合振込	法人インターネットバンキング (ファイル伝送)		
給与振込	同一店内あて	3万円未満	無料	無料	
		3万円以上	無料	無料	
	当金庫あて	当庫本支店あて	3万円未満	無料	無料
			3万円以上	無料	無料
他金融機関あて	3万円未満	220円	無料		
	3万円以上	220円	無料		

(注) 1. 2営業日前までに資金確保できない場合は、通常の振込と同様の手数料を取り受けます。

(4) 代金取立手数料(1通につき)

代金取立の種類	手数料		
	手形取立手数料	小切手取立手数料	
当金庫同一店	無料	無料	
当金庫本支店あて	220円	無料	
他行あて	(支払地富山県内)	660円	無料
	(支払地とやま県外)	660円	660円
個別取立	1,100円	1,100円	

- (注) 1. 「手形取立手数料」は、代金取立手形・割引手形・担保手形に適用します。
 2. 「小切手取立手数料」は、店頭入金に限ります。
 なお、期日管理を要するものは、「手形取立手数料」の手数料を適用します。
 3. 「個別取立」は、電子交換所に参加しない金融機関への取立の場合等、郵送で取立を行うものが対象となります。

(5) 地方税取扱手数料

種 類	手 数 料	
	会 員	会 員 外
県内分	無料	550円
県外分	無料	880円

- (注) 1. 統一QRコードが印字されている場合は、県内外を問わず無料となります。
 2. 富山県税・南砺市税・砺波市税・小矢部市税・高岡市税は、会員・会員外を問わず無料となります。

(6) その他諸手数料

種 類	手 数 料
送金・振込組戻返却料(1件)	880円
不渡手形返却料(1通)	
取立手形組戻料(1通)	

(7) 定額自動振込サービス手数料

種 類	手 数 料
自動振込サービス(年間)	660円

(注) 1. 依頼書1枚につき1サービスとさせていただきます。

◎預金関連手数料

(1) CD・ATM利用手数料

キャッシュカードの種類	利用時間		手数料	
			支払	入金
当金庫カード、 北陸3県に本店のある 信用金庫カード	平日	8:45~21:00	無料	無料
	土曜日	9:00~20:00	無料	無料
	日曜日	9:00~20:00	無料	無料
	祝日	9:00~20:00	無料	無料
北陸3県以外に本店のある 信用金庫カード	平日	8:45~18:00	無料	無料
		18:00~21:00	110円	110円
	土曜日	9:00~14:00	無料	無料
		14:00~20:00	110円	110円
日曜日	9:00~20:00	110円	110円	
祝日	9:00~20:00	110円	110円	
他金融機関カード	平日	8:45~18:00	110円	---
		18:00~21:00	220円	---
	土曜日	9:00~14:00	110円	---
		14:00~20:00	220円	---
日曜日	9:00~20:00	220円	---	
祝日	9:00~20:00	220円	---	
ゆうちょ銀行カード	平日	8:45~18:00	110円	110円
		18:00~19:00	220円	110円
		19:00~21:00	220円	---
	土曜日	9:00~14:00	110円	---
		14:00~20:00	220円	---
	日曜日	9:00~20:00	220円	---
祝日	9:00~20:00	220円	---	

- (注) 1. 平日のご利用時間が21:00までの営業店等
 (本店、戸出支店、ア・ミュー出張所、MEGAドン・キホーテUNY砺波店出張所、アルビス中田店出張所)
 平日のご利用時間が20:00までの営業店等
 (砺波支店、戸出中央出張所)
 平日のご利用時間が19:00までの営業店等
 (城端支店、津沢支店、中田支店、井波支店、福野駅前支店、高岡支店、南砺市役所福野行政センター出張所)
2. 土曜日・日曜日・祝日のご利用時間が20:00までの営業店等
 (本店、戸出支店、ア・ミュー出張所、MEGAドン・キホーテUNY砺波店出張所、アルビス中田店出張所)
 土曜日・日曜日・祝日のご利用時間が17:00までの営業店等
 (城端支店、津沢支店、砺波支店、井波支店、高岡支店、戸出中央出張所)
 なお、中田支店、福野駅前支店および南砺市役所福野行政センター出張所のATMは、
 土曜日・日曜日・祝日は稼動しておりませんので、ご利用いただけません。

(2) インターネットバンキングサービス手数料

種類	内容	手数料
サービス基本利用料 (月間)	個人IB	無料
	法人IB(データ伝送利用のみ)	1,100円
	法人IB(オンライン契約及びデータ伝送利用)	2,200円
	ホームバンキング(ANSER-VALUX)(法人)	2,200円

(3) しんきんファクシミリ振込サービス手数料

種類	内容	手数料
サービス基本利用料	1契約当たり(月間)	550円

(4) しんきん自動集金サービス手数料

種類	内容	手数料
サービス基本利用料	1契約当たり(月間)	2,200円
引落手数料	1件当たり	220円

(5) 再発行手数料

種 類	内 容		手 数 料
再発行手続き (紛失・盗難・汚損等による)	通 帳	1冊あたり	1,100円
	証 書	1枚あたり	
	各種カード(CDカード、ローンカード、貸金庫カード)		
		1枚あたり	
	出資証券	1枚あたり	
失念によるパスワード(暗証番号)再設定		1枚あたり	1,100円
名義変更手続き(注)名義変更手続きには、新通帳・証書・各種カード・証券の再発行を含む。			1,100円
		1件あたり	

(6) 各種証明書発行手数料

種 類	内 容		手 数 料
残高証明書	(単発)	1通あたり	440円
	(継続)		
	(顧客の準備する書式)		1,100円
	(個人情報開示)		3,300円
	(監査法人向け)		
取引明細書(普通、当座など)、元帳明細発行		1口座あたり	440円
利息支払証明書、決算利息明細書		1通あたり	330円
各種証明書		1通あたり	440円
融資可能証明書		1通あたり	11,000円

(7) 手形・小切手関係手数料

種 類	内 容		手 数 料
約束手形・為替手形帳	1冊あたり		3,300円
小切手帳	1冊あたり		5,500円
自己宛小切手用紙	1枚あたり		1,100円
マル専手形用紙	1枚あたり		
マル専口座開設手数料	割賦販売通知書1枚につき		11,000円

(8) 各種口座振替手数料

種 類	内 容		手 数 料
口座振替手数料(新規契約)	1件あたり		110円
各種口座振替手数料(既契約分)	1件あたり (ガス代・新聞代・家賃・地代 他)		55円

(9) 未利用口座管理手数料

種 類	内 容		手 数 料
普通預金(無利息型普通預金含む)・ 総合口座・貯蓄預金	(年間)		1,650円

※令和3年4月1日以降に新規開設された普通預金口座(無利息型普通預金を含む)・総合口座・貯蓄預金口座で、最後のお取引から2年以上一度もお取引がない口座(残高1万円未満)かつ、同一支店内で、定期性預金、国債、保険、融資取引のないお客さまが対象となります。

※紛失などによりご利用を停止されている普通預金口座(無利息型普通預金を含む)・総合口座・貯蓄預金口座も対象となります。

◎貸出関連手数料

種 類	内 容			手 数 料	
不動産担保 取扱	新規設定	事業資金	1,000万円未満	1件	11,000円
			1,000万円以上	1件	22,000円
	変更	消費資金		1件	11,000円
		追加設定・一部抹消		1件	
		極度増減・順位変更		1件	
火災保険質権設定承諾書確定日付費用				実 費	

種 類	内 容			手 数 料
証書貸付 (住宅ローン は除く)	一部繰上げ償還		1件	11,000円
	全額繰上げ償還	1,000万円未満	1件	11,000円
		1,000万円以上	1件	22,000円
	条件変更		1件	11,000円

種 類 (住宅ローン)	内 容			手 数 料
固定金利特約型 住宅ローン	一部繰上げ償還		1件	11,000円
	全額繰上げ償還	1,000万円未満	1件	11,000円
		1,000万円以上	1件	22,000円
	返済条件変更		1回	11,000円
変動金利型 住宅ローン	一部繰上げ償還		1件	11,000円
	全額繰上げ償還		1件	
	返済条件変更		1回	
固定金利型 住宅ローン	一部繰上げ償還		1件	11,000円
	全額繰上げ償還		1件	
	返済条件変更		1回	

(注) 1. 当金庫での借換などを除きます。

※貸出関連手数料につきましては、改正利息制限法施行(平成22年6月18日)に伴う対応を図っております。

◎でんさいネット関連手数料

(1) でんさいネット各種手数料

内 容		手 数 料	
発生記録	(債務者請求方式)	自金庫宛	330円
		他金融機関宛	660円
		書面代行	1,100円
	(債権者請求方式)	自金庫宛	330円
		他金融機関宛	660円
		書面代行	1,100円
譲渡記録	自金庫宛	165円	
	他金融機関宛	330円	
	書面代行	1,100円	
分割(譲渡)記録	自金庫宛	330円	
	他金融機関宛	660円	
	書面代行	1,100円	
開示	通常(オンライン)	110円	
	通常(書面代行)	1,100円	
	特例開示(書面)	2,750円	
残高の開示	定例発行方式	1,540円	
	都度発行方式	3,630円	
単独保証記録	譲渡に随伴しない	330円	
変更記録 (債権内容に係る場合)	オンライン	330円	
	書面	1,320円	
支払等記録	オンライン	330円	
訂正・回復 (支払不能通知の訂正を除く)	オンライン	330円	
	書面	1,320円	
	訂正内容が複雑な場合	都度実費	
支払不能通知の訂正	オンライン	110円	
	書面	1,320円	
支払不能通知の取消	書面	1,320円	
強制執行等の記録		—	
支払不能情報照会	参加金融機関から	220円	
	利用者・元利用者から	2,750円	
口座間送金決済委託手数料		220円	
でんさい割引	全部割引	33円	
	一部割引	99円	
口座間送金受入	口座入金	220円	

(2) しんきん電子記録債権システム 月額基本手数料

内 容		手 数 料
受取のみご利用のお客様(債権者利用限定特約)		無 料
発生記録をご利用のお客様(債務者利用有)	法人IB契約なし	1,100円
	法人IB契約先	無 料

◎その他手数料

(1) 株式払込取扱手数料

種 類	内 容 及 び 手 数 料
株式払込取扱手数料	払込金額×2.5/1,000×110%

(2) 貸金庫利用手数料

種 類	内 容	手 数 料
貸金庫利用手数料	1金庫当たり(年間)	6,600円
〃 カード再発行	1枚	1,100円
〃 鍵再発行	施錠装置および鍵の更新	実 費

(3) 夜間金庫利用手数料

種 類	内 容	手 数 料
夜間金庫利用手数料	月額	2,200円
〃 用カバン	1個 月額	110円
〃 鍵再発行	施錠装置および鍵の更新	実 費

(4) 入金帳(当座・普通)発行

種 類	内 容	手 数 料
入金帳(当座・普通)	1冊	3,300円

(5) 両替手数料

内 容	手 数 料	
両替枚数	50枚まで	無 料
	51枚～100枚まで	110円
	101枚～300枚まで	220円
	301枚～1,000枚まで	330円
	1,001枚～2,000枚まで	660円
	2,001枚以上1,000枚ごとに	330円加算

○窓口並びに渉外係が扱う両替についても、同様とします。

○両替枚数は、「持参枚数の合計」か「持帰枚数の合計」のいずれか多いほうを両替枚数とします。

○両替1回あたり必要となります。

(同時に複数回、同日に複数回のご依頼については、都度必要となります)

○新札への両替も同様とします。

○以下の取引については、無料とします。

- ・汚損紙幣、硬貨の交換(注)

- ・記念硬貨の交換(注)

(注) 50枚を超える異なる金種への両替については有料とします。

(6) 金種指定出金手数料

内 容	手 数 料
50枚まで	無 料
51枚～300枚まで	220円
301枚～1,000枚まで	330円
1,001枚～2,000枚まで	660円
2,001枚以上1,000枚ごとに	330円加算

- 窓口並びに渉外係扱いによる預金の払い戻しの際に、金種の指定枚数に応じて必要となります。
- 指定枚数は、指定された紙幣と硬貨の合計枚数となります。
- 指定出金1回あたり必要となります。
(同時に複数回、同日に複数回のご依頼については、都度必要となります)
- 新札指定の出金も含みます。
- 金種指定のない出金(最小金種での出金)の場合は、不要です。

(7) 大量硬貨入金手数料

内 容	手 数 料
300枚まで	無 料
301枚～1,000枚まで	330円
1,001枚～2,000枚まで	660円
2,001枚以上1,000枚ごとに	330円加算

- 窓口並びに渉外係扱いによる預け入れの際に、必要となります。
- 入金1回あたり必要となります。
(同時に複数回、同日に複数回のご依頼については、都度必要となります)

※手数料の金額には、消費税(10%)が含まれております。

9. 貸出運営についての考え方

当金庫では、地域の皆様の資金ニーズに幅広くお応えできるよう、小口多数取引に徹するとともに、事業の運転資金や設備資金はもとより、さまざまな生活資金など数多くのメニューをご用意し、スピーディーに対応させていただいております。

事業者の皆様には、事業性評価を適切に実施し、良質な資金の安定的供給を通して、中小企業金融の円滑化を図り、繁栄と発展をお手伝いいたします。

一般個人の皆様には、住宅ローンやマイカーローン、教育ローン、フリーローン、カードローンなど、ご要望にマッチした提案を通して、豊かな潤いある家庭生活実現のお役に立つ努力をいたします。

なお、資金の運用・調達に関しましては、公共性・安全性・流動性を基本として、健全経営に徹しております。

また、経済構造の変化や、少子高齢化、人口減少等が急速に進んでいる中、「地域のために存在し、地域を守る使命を果たす」ため、当金庫が地域において長年にわたり積み重ねてきた経験と知見、信用金庫業界の全国ネットワークを最大限に活用するとともに、外部機関・地方公共団体・政府系金融機関等とも連携を図り取組んでおります。

10. 社会的責任と貢献活動

当金庫は、地域に密着した金融機関として、ディスクロージャーの充実・推進による経営の透明性向上や各種リスクの管理、コンプライアンス体制の充実等を図り、お客様や地域社会との信頼関係をより強固なものとしてまいります。また、お客様や地域社会から安心して便利な金融機関としての評価を得るため、顧客満足度の高い商品・金融サービスの提供に努め、地域金融機関として金融の円滑化を図るなどその使命達成に努めてまいります。

一方、地域社会・文化発展への寄与を目的として、営業地域の文化・スポーツ・教育活動など地域活性化のため、祭礼をはじめとした地域のイベントやスポーツ大会等への参加・助成、講演会の実施などを行っております。

(30～32 ページ参照)

地域貢献ディスクロージャー 砺波信用金庫と地域社会

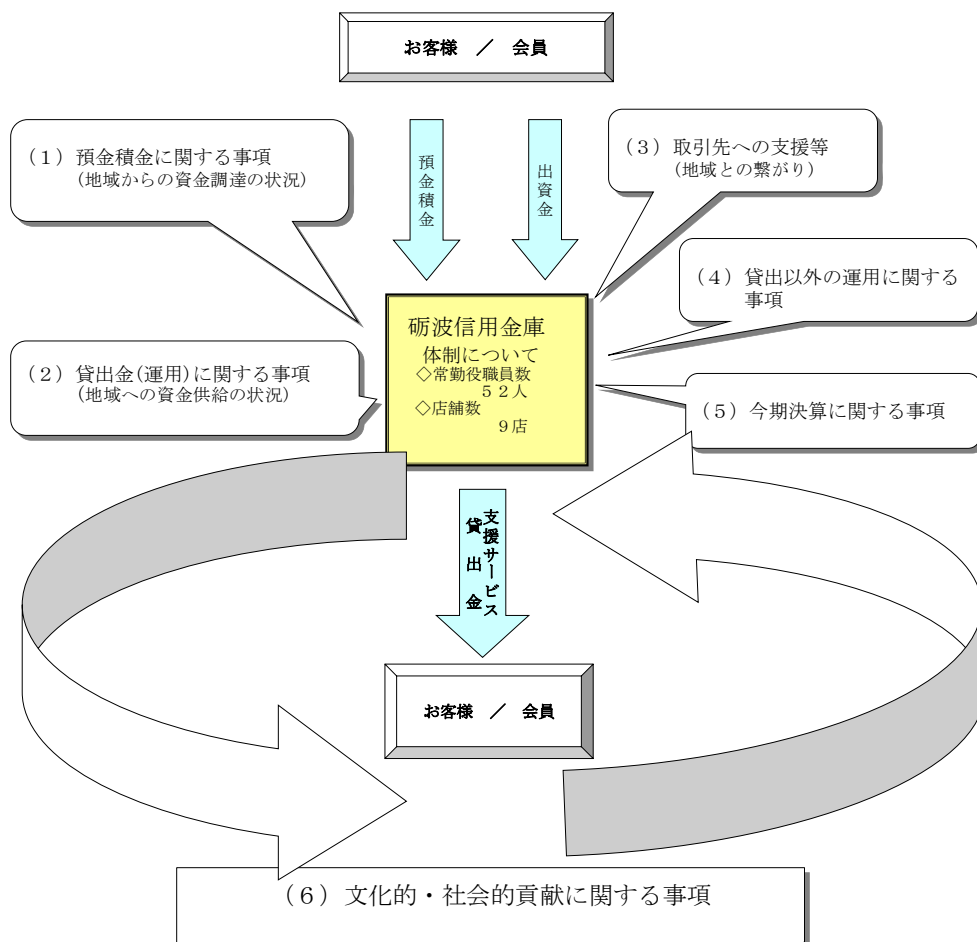
～ 明るく活気に溢れた街作り ～

○当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、南砺市、高岡市、砺波市、小矢部市を主たる事業区域として、県下一円の中小企業者や住民の皆様にご会員となっただき、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

当金庫は、昭和4年3月1日に営業を開始して以来、この理念を基本として、皆様方のお役に立つべく地域金融機関として金融の円滑化を図るなどその使命達成に邁進しており地元のお客様からお預かりした大切な資金(預金積金)は、地域の皆様の資金ニーズに幅広くお応えできるよう事業の運転資金や設備資金はもとより、さまざまな生活資金など数多くのメニューをご用意し、地元で資金を必要とするお客様にご融資を行い、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域金融機関として金融の円滑化を図るなど経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、地域社会・文化発展への寄与を目的として、文化・スポーツ・教育活動などの地域活性化のための地域のイベント等への参加・助成、講演会の実施など積極的に取組んでおります。

なお、お客様の利便性向上に向けた取組みとして、平成28年7月に営業地区を富山県全域に拡張しております。



(1) 預金積金に関する事項(地域からの資金調達の状況)

当金庫では、お客様の資産形成や生活設計のお手伝いとして豊富な預金商品を取り揃え、お客様の目的やご要望にお応えしております。

年金受給者商品としては、当金庫への振込みを指定されている方への優遇金利定期預金「ゆとり暮らし」のほか、当金庫への振込みを条件とはしていない優遇金利定期預金「大寿」など特徴的な商品をご提供しております。

(2) 貸出金(運用)に関する事項(地域への資金供給の状況)

当金庫では、地域の皆様の資金ニーズに幅広くお応えできるよう、小口多数取引に徹するとともに、事業の運転資金や設備資金はもとより、さまざまな生活資金など数多くのメニューをご用意し、スピーディーに対応させていただいております。

事業者の皆様には、事業性評価を適切に実施し、良質な資金の安定的供給を通して、中小企業金融の円滑化を図り、繁栄と発展をお手伝いいたします。

一般個人の皆様には、住宅ローンやマイカーローン、教育ローン、フリーローン、カードローンなど、ご要望にマッチした提案を通して、豊かな潤いある家庭生活実現のお役に立つ努力をいたします。

なお、運用に際しては、公共性・安全性・流動性を基本として、健全な運用に努めております。

また、経済構造の変化や、少子高齢化、人口減少等が急速に進んでいる中、「地域のために存在し、地域を守る使命を果たす」ため、当金庫が地域において長年にわたり積み重ねてきた経験と知見、信用金庫業界の全国ネットワークを最大限に活用するとともに、外部機関・地方公共団体・政府系金融機関等とも連携を図り取組んでおります。

(3) 取引先への支援等(地域との繋がり)

当金庫は、地元経済のための協同組織金融機関として良質な金融サービスの提供だけでなく、地域経済発展と地域文化の振興に貢献したいと考えております。

当金庫では、お客様の立場を考えて、経営改善に向けたアドバイスをするなど、質の高い支援を心がけております。

また、「としん会」、「若手経営者の会」などの活動を通して、経営者の異業種交流・親睦を図るとともに、経済講演会等を行い、お客様相互の発展と繁栄のお手伝いをしております。

その他、年金受給者友の会による親睦旅行も毎年、開催しております。

(4) 貸出以外の運用に関する事項

当金庫は、お客様の預金を貸出による運用の他に、預け金、有価証券による運用も行っております。

なお、運用に際しては、安全性、収益性および流動性に留意し、健全な運用に努めております。

(5) 今期決算に関する事項

令和6年度の収益状況は、経常利益は2億46百万円、当期純利益は1億17百万円、本業の収益力を表すコア業務純益は62百万円となりました。

令和7年度は、貸出金利息収入の増加を図るほか、運用資産の構成の見直し、保険や国債の販売による手数料収入の獲得、経費の節減、業務の効率化・合理化を図り、顧客信頼のバロメーターである個人預金の地域シェア増加に努めます。

(6) 文化的・社会的貢献に関する事項

(※新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった行事等があります)

①年金友の会(ふれあい友の会)研修旅行(各店ごとに開催)

②地域のイベント、祭りへの参加

- ・福野 夜高祭り、歳の大市(駐車場の提供)
チャレンジデー活動への参加
- ・城端 曳山祭り(観光客へ休憩用の椅子を提供)
- ・戸出 七夕祭り(祭りへの七夕参加)
- ・津沢 おやべりレーランへの参加
- ・中田 かかし祭り(作品の出展、祭りのイベント参加)
- ・井波 いなみ太子伝観光祭り(祭りのイベント参加)
- ・高岡 町内会員として、町内祭りへの参加およびイベント会場の提供

③経済講演会の開催

- ・全店の「としん会」等による合同講演会の開催
- ・としん会、若手経営者の会などによる講演会

④楽しい我が家

- ・全信協より発行される情報冊子「楽しい我が家」をお客様に提供

⑤経営情報

- ・ダイヤモンド社より発行される情報冊子「しんきん経営情報」を提供

⑥ホームページ

- ・各種取扱商品の紹介や、店頭表示金利、店舗の案内、ディスクロージャーの公表などを常時提供

⑦収集ボランティア

- ・富山県信用金庫協会主催の使用済み切手、使用済みテレカ、書き損じハガキ、使用済みプリペイドカードの収集活動

⑧老人クラブ主催ゲートボール大会への協賛

⑨商工会スタンプ等の取り扱い

⑩金融協会を通じ、地域行事・祭りなどへの協力

⑪写真、手芸、絵画等の愛好家または、団体等の作品をロビーで展示

11. 総代会等に関する事項

◎総代会制度について

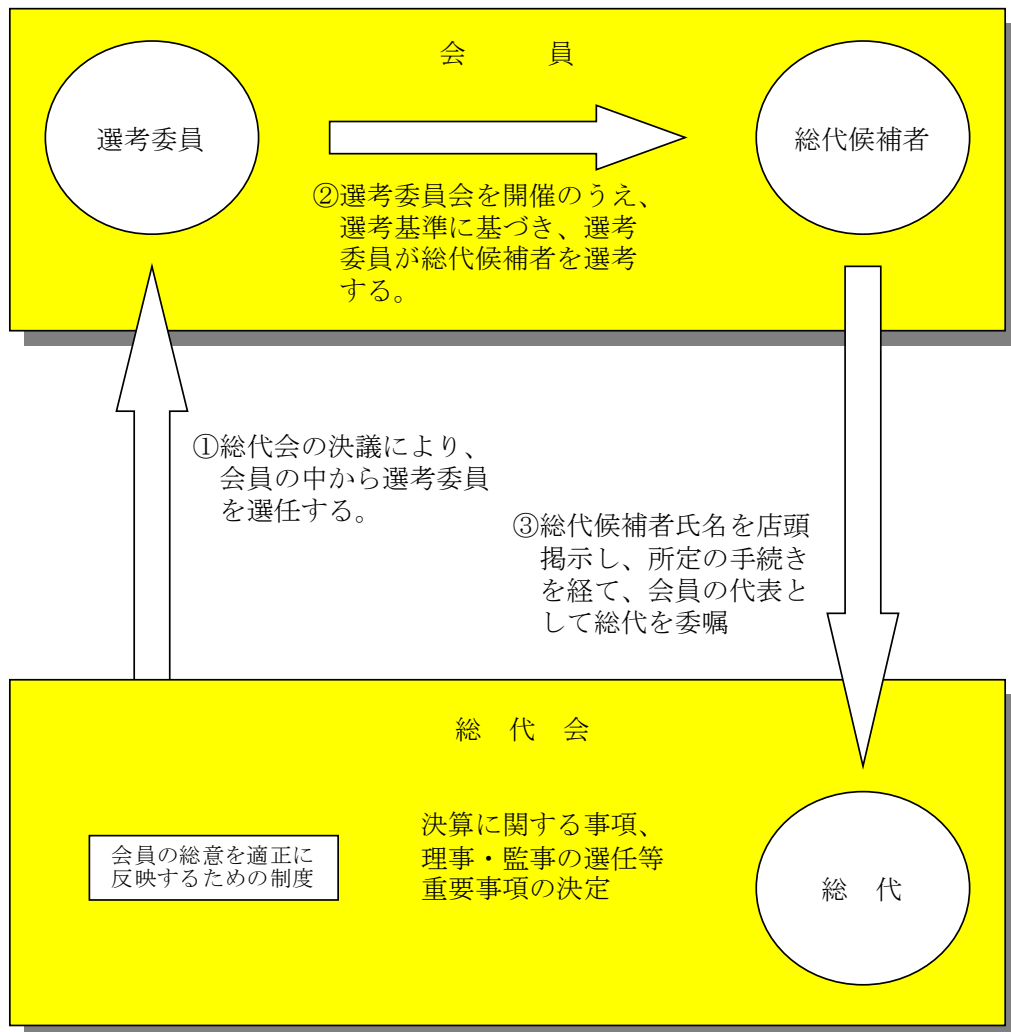
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加する事となります。しかし、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

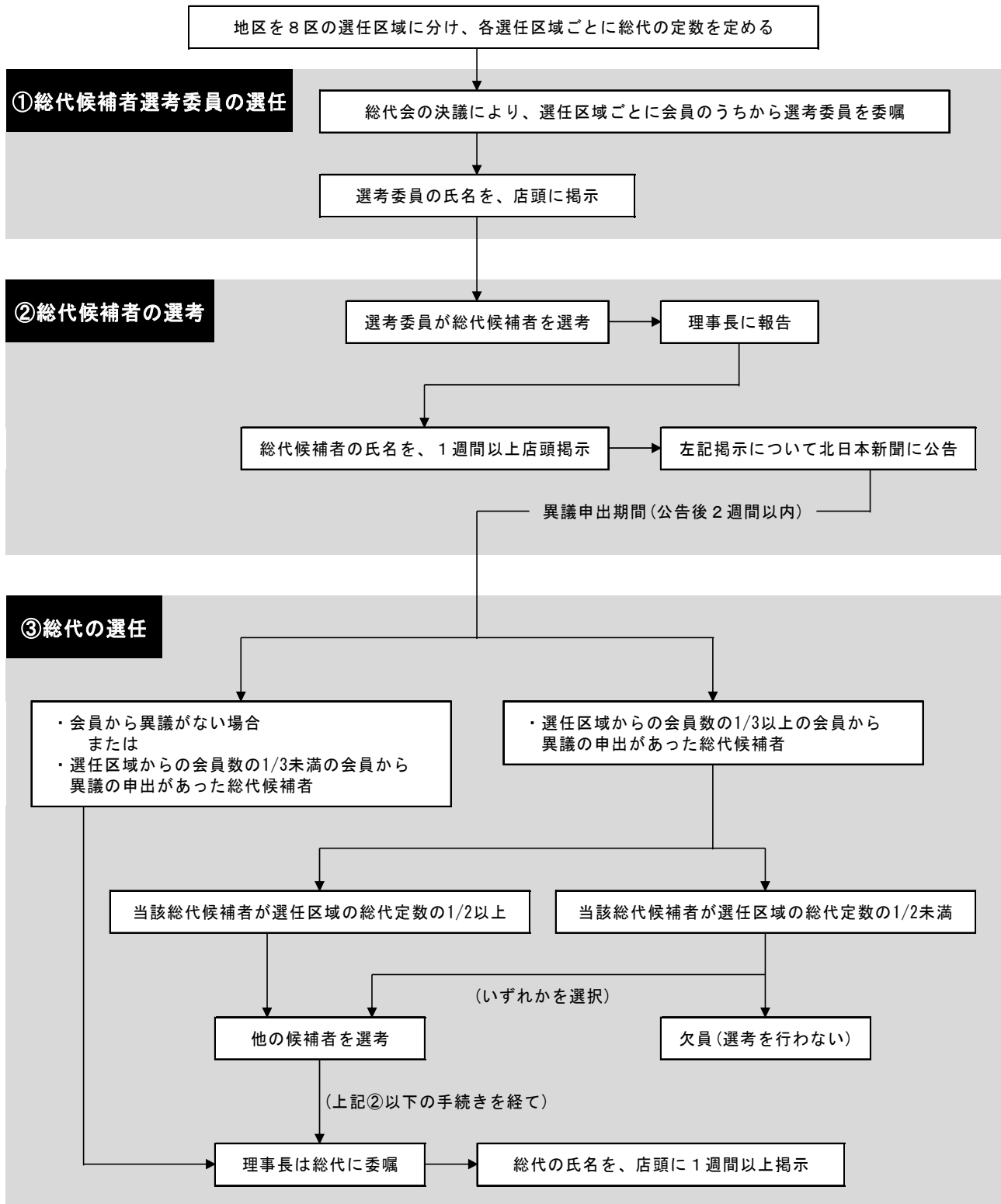
さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、利用者満足度調査を実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

<総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。>



<総代が選任されるまでの手続きについて>



◎総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は、80人以上110人以内です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、次の3つの手続を経て選任されます。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
 - ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
 - ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する(異義があれば申し立てる)。
- なお、令和7年7月1日現在の会員数は5,800人です。

(3) 総代候補者選考基準

資格要件

- ・当金庫の会員であること
- ・新就任時の場合の年齢が満75歳未満の方
- ・改選期における再任時の場合の年齢が満90歳未満の方

適格要件

- ・総代として相応しい見識を有している方
- ・地域における信望が厚く、総代として相応しい方
- ・金庫の理念をよく理解し、金庫との取引も良好である方
- ・地域の情報に通じ、金庫の業務運営に協力をしていただける方

◎第79期通常総代会の決議事項

第79期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

○第1号議案 報告事項

- ・第79期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)
業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

○第2号議案 承認事項

- ・第79期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)
剰余金処分案承認の件

○第3号議案 承認事項

- ・理事12名選任の件

○第4号議案 承認事項

- ・監事3名選任の件

○第5号議案 承認事項

- ・退任理事及び退任監事に対する退職慰労金贈呈の件

◎総代の氏名等

(令和7年7月1日現在)

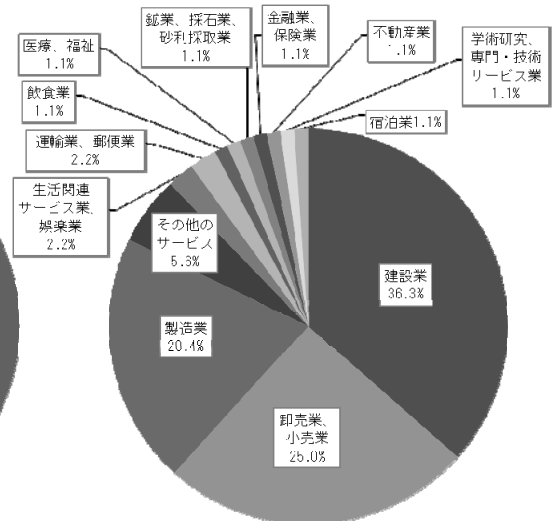
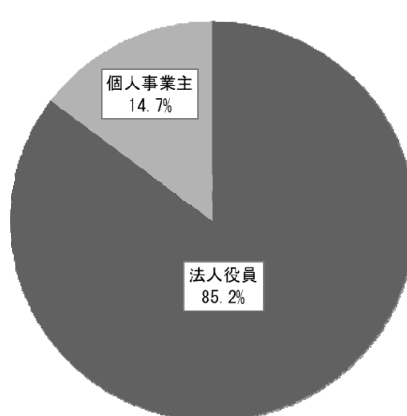
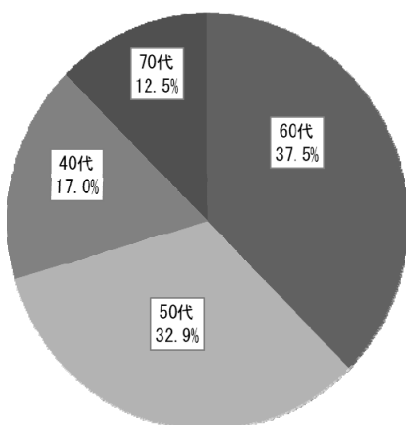
選任区域	人数	氏名等																								
第1区 (福野)	24人	新井 外弘 ⑤	岩崎 弥一 ②	上埜 慎也 ④	梅木 隆太 ①	梅本 大輔 ②	江上 勝 ④	鍛冶 達雄 ③	河合 秀和 ⑦	北川 智之 ④	栗山 雅明 ①	笹嶋 明人 ②	嶋田 仁司 ⑤	清水 雅樹 ④	神能 貴典 ①	種部 栄治 ⑦	中西 一夫 ④	苗加 哲弘 ⑤	橋爪 巖 ⑥	花島 直浩 ①	林 紀孝 ①	樋口 博彦 ⑦	藤永 孝義 ⑨	三村 雄洋 ①	吉井 正和 ⑦	
第2区 (井波)	10人	太田 栄 ⑥	北田 栄子 ①	才川 千明 ③	竹本 和彦 ③	南部 剛志 ①	野村 真一郎 ①	野村 昌浩 ③	長谷 みつる ③	茂利 徹 ④	横川 信之 ③															
第3区 (城端)	9人	伊藤 樹 ⑤	内河 純一 ①	川田 常晶 ②	木本 裕二 ②	健名 智博 ①	杉井 宣尋 ⑤	谷崎 公治 ④	橋場 正臣 ①	松井 啓祐 ⑤																
第4区 (砺波)	10人	朝倉 義晴 ①	潟沼 秀憲 ①	熊野 智浩 ⑥	境 悟史 ③	澤田 達男 ④	澤田 力弥 ⑧	得能 英紀 ⑦	原野 誠 ③	藤崎 武尚 ③	余西 朗 ①															
第5区 (中田)	9人	大島 一範 ①	酒井 善広 ⑥	堺谷 崇文 ②	高田 浩平 ⑤	中野 収一 ③	平尾 正樹 ②	三屋 祐二 ⑪	桃井 正芳 ①	山崎 吉明 ⑤																
第6区 (津沢)	8人	雄川 泰成 ③	柴田 宗一 ⑥	中村 大輔 ③	中山 健藏 ⑦	名畑 哲 ③	沼田 益朗 ②	萩原 信行 ①	府録 弘之 ④																	
第7区 (戸出)	10人	澤田 幸伸 ⑤	清水 裕治 ①	長田 清文 ⑦	沼 康仁 ③	前田 健次 ④	南 昇一郎 ⑨	結城 康則 ⑨	吉川 英弘 ②	吉田 明博 ③	吉田 正樹 ④															
第8区 (高岡)	8人	柿谷 耕治 ②	国分 清高 ①	城川 政太 ①	高田 一二三 ⑦	出村 康夫 ⑧	松永 彰 ③	桃井 宏之 ②	山本 行雄 ⑧																	
総代総数	88人	※氏名の後の数字は総代就任回数(五十音順、敬称略)																								

◎総代の属性別構成比

■年代別

■職業別

■業種別



12. 金庫の主要な事業

◎直近の事業年度における事業の概況

(1) 預金

「健全な経営に徹し、お客様の信頼に応える信用金庫」をモットーとして、ミニディスクロージャー誌の発行など情報開示に努め、地域やお客様に密着した渉外活動を行なうなど、地域・お客様からの信頼性の向上を図るべく努力をしております。

令和6年度(令和7年3月末)の預金残高は、830億40百万円で、前年度(令和6年3月末)対比17億49百万円、2.06%の減少となりました。流動性預金は増加しましたが、定期性預金が減少しました。

(2) 貸出

貸出につきましては、事業性貸出及び個人貸出の推進に積極的に取り組みました。

令和6年度(令和7年3月末)の貸出金残高は、371億24百万円で、前年度(令和6年3月末)対比4億34百万円、1.15%の減少となりました。金融機関向け融資が増加しましたが、一般法人向け融資や地方公共団体への融資が減少しました。

(3) 収益

令和6年度の収益状況は、経常利益は2億46百万円、当期純利益は1億17百万円、本業の収益力を表すコア業務純益は62百万円となりました。

◎最近5年間の主要な経営指標の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	920,269千円	1,831,575千円	908,919千円	1,075,604千円	1,357,380千円
経常利益 (又は経常損失)	△838,703千円	138,662千円	101,552千円	173,714千円	246,723千円
当期純利益 (又は当期純損失)	△786,095千円	3,682千円	100,648千円	172,762千円	117,938千円
出資総額	153,352千円	151,494千円	148,108千円	146,412千円	144,739千円
出資総口数	3,067千口	3,029千口	2,962千口	2,928千口	2,894千口
会員数	6,223人	6,124人	5,985人	5,904人	5,809人
純資産額	4,465百万円	4,128百万円	3,486百万円	3,623百万円	3,173百万円
総資産額	91,743百万円	90,505百万円	91,774百万円	88,835百万円	86,643百万円
預金積金残高	86,952百万円	86,066百万円	86,913百万円	84,790百万円	83,040百万円
貸出金残高	39,420百万円	37,571百万円	37,452百万円	37,558百万円	37,124百万円
有価証券残高	29,488百万円	27,781百万円	29,633百万円	29,815百万円	30,745百万円
単体自己資本比率	11.86%	11.58%	11.60%	11.75%	12.16%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	1.5円	1.5円	1.5円	1.5円	1.5円
役員数	18人	15人	15人	14人	14人
うち常勤役員数	7人	5人	5人	5人	5人
職員数	53人	50人	50人	47人	47人

- (注) 1. 総資産額には、債務保証見返は含んでおりません。
2. 経常収益・経常利益・当期純利益は、各年度中の実績を載せてあります。
3. 出資総額・出資総口数・会員数・純資産額・総資産額・預金積金残高・貸出金残高・有価証券残高・役員数(うち常勤役員数)・職員数は、毎期末現在の実績を載せてあります。
4. 単体自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

◎直近の2事業年度における事業の状況

(国内業務部門と国際業務部門との区別はしていません。)

(1) 主要な業務の状況を示す指標

- イ. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益(又は業務純損失)、実質業務純益(又は実質業務純損失)、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)、資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	820,867	830,525
資金運用収益	834,177	888,941
資金調達費用	13,309	58,415
役員取引等収支	8,204	10,005
役員取引等収益	53,766	54,611
役員取引等費用	45,561	44,605
その他業務収支	△ 68,582	△ 156,688
その他業務収益	8,728	2,965
その他業務費用	77,311	159,654
業務粗利益	760,490	683,842
業務粗利益率	0.82%	0.76%

(注) 1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

(単位：千円)

区 分	令和5年度	令和6年度
業務純益 (又は業務純損失)	25,351	△ 158,777
実質業務純益 (又は実質業務純損失)	25,351	△ 66,074
コア業務純益	62,487	62,213
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	62,487	62,213

- (注) 1. 業務純益(又は業務純損失) = 業務収益 - 業務費用
 業務費用には、例えば人件費のうちの臨時的な経費等を含まないこととしています。
 また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益(又は実質業務純損失)
 = 業務純益(又は業務純損失) + 一般貸倒引当金繰入額
 実質業務純益(又は実質業務純損失)は、業務純益(又は業務純損失)から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益 = 実質業務純益(又は実質業務純損失) - 国債等債券損益
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

ロ．資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高・利息・
利回り

(単位：平均残高・百万円、利息・千円、利回り・%)

項 目			令和5年度	令和6年度
資 金 運 用 勘 定		平均残高	92,489	89,487
		利 息	834,177	888,941
		利 回 り	0.90	0.99
	う ち 貸 出 金	平均残高	37,804	36,603
		利 息	503,151	518,786
		利 回 り	1.33	1.41
	う ち 預 け 金	平均残高	23,424	20,721
		利 息	48,812	68,671
		利 回 り	0.20	0.33
	う ち 有 価 証 券	平均残高	30,863	31,637
		利 息	272,300	291,555
		利 回 り	0.88	0.92
資 金 調 達 勘 定		平均残高	89,066	86,548
		利 息	13,309	58,415
		利 回 り	0.01	0.06
	う ち 預 金 積 金	平均残高	88,872	86,381
		利 息	10,653	56,055
		利 回 り	0.01	0.06
	う ち 譲 渡 性 預 金	平均残高	—	—
		利 息	—	—
		利 回 り	—	—
	う ち 借 用 金	平均残高	8	—
		利 息	3	—
		利 回 り	0.03	—

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和5年度5百万円、令和6年度1百万円)
を控除して表示しております。

ハ. 総資金利鞘

(単位：%)

区 分	令和5年度	令和6年度
資 金 運 用 利 回	0.90	0.99
資 金 調 達 原 価 率	0.84	0.93
総 資 金 利 鞘	0.06	0.06

(注) 1. 資金運用利回 = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平残}} \times 100$

2. 資金調達原価率 = $\frac{(\text{資金調達費用} - \text{金銭の信託運用見合費用} + \text{経費})}{\text{資金調達勘定計平残}} \times 100$

3. 総資金利鞘 = 資金運用利回 - 資金調達原価率

ニ. 受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

	令和5年度			令和6年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 5,813	37,196	31,382	△ 25,806	80,571	54,764
うち貸出金	△ 2,303	10,646	8,342	△ 16,334	31,968	15,634
うち預け金	△ 3,072	9,299	6,227	△ 6,173	26,032	19,859
うち有価証券	11,157	5,655	16,812	6,395	12,858	19,254
支払利息	△ 93	△ 1,013	△ 1,106	△ 364	45,470	45,106
うち預金積金	△ 85	△ 2,060	△ 2,146	△ 288	45,690	45,402
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	△ 36	△ 29	△ 66	△ 3	-	△ 3

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

ホ. 利益率

(単位：%)

項 目	令和5年度	令和6年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.18	0.26
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.18	0.12

(注) 1. 総資産経常利益率 = $\frac{\text{経常利益}}{\text{総資産(債務保証見返除く)平均残高}} \times 100$

2. 総資産当期純利益率 = $\frac{\text{当期純利益}}{\text{総資産(債務保証見返除く)平均残高}} \times 100$

へ. 経費の内訳

(単位：千円)

区 分		令和5年度	令和6年度
人	件 費	374,788	386,244
	報 酬 給 料 手 当	292,928	296,797
	退 職 給 付 費 用	34,251	39,590
	そ の 他	47,608	49,855
物	件 費	366,620	373,374
	事 務 費	143,091	152,802
	うち 旅 費 ・ 交 通 費	1,208	1,620
	うち 通 信 費	25,176	26,023
	うち 事 務 機 械 賃 借 料	1,536	1,663
	うち 事 務 委 託 費	79,331	91,519
	固 定 資 産 費	120,641	115,912
	うち 土 地 建 物 賃 借 料	19,824	30,862
	うち 保 全 管 理 費	72,235	72,034
	事 業 費	29,169	23,084
	うち 広 告 宣 伝 費	8,631	7,754
	人 事 厚 生 費	4,778	5,146
	減 価 償 却 費	56,183	63,733
	そ の 他	12,755	12,695
税 金	4,404	4,330	
合 計	745,813	763,949	

(2) 預金に関する指標

イ. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の 平均残高

(単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
流動性預金	27,789	28,466
うち有利息預金	24,454	24,776
定期性預金	60,915	57,742
うち固定金利定期預金	56,078	53,081
うち変動金利定期預金	1,515	1,500
その他の	167	172
計	88,872	86,381
譲渡性預金	—	—
合計	88,872	86,381

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

ロ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の

区分ごとの定期預金の残高

(年度末、単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
定期預金	54,279	50,955
固定金利定期預金	52,842	49,410
変動金利定期預金	1,437	1,544

(3) 貸出金等に関する指標

イ. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

(単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
手形貸付	2,291	2,357
証書貸付	33,641	32,354
当座貸越	1,700	1,775
割引手形	171	116
合 計	37,804	36,603

ロ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

(毎期末現在、単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
貸 出 金	37,558	37,124
固定金利貸出金	24,269	23,861
変動金利貸出金	13,289	13,263

ハ. 担保の種類別の貸出金残高

(毎期末現在、単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
当 金 庫 預 金 積 金	397	417
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	3,518	3,721
そ の 他	—	—
小 計	3,915	4,139
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	6,189	5,920
保 証	8,222	7,241
信 用	19,231	19,824
合 計	37,558	37,124

二. 担保の種類別の債務保証見返額

(毎期末現在、単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
当 金 庫 預 金 積 金	—	—
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	—	—
そ の 他	—	—
小 計	—	—
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	—	—
保 証	100	89
信 用	7	11
合 計	107	100

ホ. 使途別の貸出金残高

(毎期末残高、単位：百万円)

使 途	令和5年度		令和6年度	
		構成比%		構成比%
設 備 資 金	12,003	31.95	11,072	29.82
運 転 資 金	25,554	68.03	26,052	70.17
合 計	37,558	100.00	37,124	100.00

へ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

(毎期末残高、単位：百万円)

業 種	令和5年度			令和6年度		
	貸出 先数	貸出金 残高	構成比 (%)	貸出 先数	貸出金 残高	構成比 (%)
製 造 業	75	3,704	9.86	74	4,037	10.87
農 業、林 業	3	63	0.16	3	62	0.16
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱 業、採石業、 砂 利 採 取 業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	111	4,654	12.39	115	4,503	12.12
電 気、ガ ス、 熱 供 給、水 道 業	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	2	104	0.27	2	73	0.19
運 輸 業、郵 便 業	6	1,381	3.67	4	1,077	2.90
卸 売 業、小 売 業	71	2,472	6.58	67	2,309	6.21
金 融 業、保 険 業	10	11,023	29.34	10	12,021	32.38
不 動 産 業	25	1,380	3.67	29	1,506	4.05
物 品 賃 貸 業	3	165	0.43	3	162	0.43
学術研究、専門・技術 サ ー ビ ス 業	5	38	0.10	4	36	0.09
宿 泊 業	4	610	1.62	4	593	1.59
飲 食 業	49	474	1.26	50	504	1.35
生活関連サービス業、 娯 楽 業	25	523	1.39	26	539	1.45
教 育、学 習 支 援 業	3	266	0.70	3	254	0.68
医 療、福 祉	14	437	1.16	14	407	1.09
そ の 他 の サ ー ビ ス	41	1,803	4.80	38	1,723	4.64
小 計	447	29,105	77.49	446	29,815	80.31
地 方 公 共 団 体	4	4,503	11.98	4	3,359	9.04
個 人	1,370	3,949	10.51	1,313	3,949	10.63
合 計	1,821	37,558	100.00	1,763	37,124	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ト. 消費者ローン・住宅ローン残高

(毎期末現在、単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
消費者ローン	1,463	1,509
住宅ローン	2,486	2,440

チ. 預貸率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

区 分	令和5年度	令和6年度
期 末 預 貸 率	44.29	44.70
期 中 平 均 預 貸 率	42.53	42.37

(注) 1. 期 末 預 貸 率 = $\frac{\text{貸出金末残}}{\text{預金積金末残} + \text{譲渡性預金末残}} \times 100$

2. 期 中 平 均 預 貸 率 = $\frac{\text{貸出金平残}}{\text{預金積金平残} + \text{譲渡性預金平残}} \times 100$

(4) 有価証券に関する指標

イ. 商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

ロ. 有価証券の残存期間別残高

令和5年度

(年度末、単位：百万円)

区	分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国	債	—	—	—	—	—	173	—	173
地	債	—	—	—	—	—	—	—	—
短	債	—	—	—	—	—	—	—	—
社	債	1,240	4,335	4,678	2,267	3,989	3,349	—	19,861
株	式	—	—	—	—	—	—	4	4
外	証	300	1,292	2,494	590	679	1,704	913	7,975
投	信	—	—	—	724	250	—	824	1,800
そ	証	—	—	—	—	—	—	—	—
合	計	1,540	5,627	7,173	3,582	4,920	5,228	1,741	29,815

令和6年度

(年度末、単位：百万円)

区	分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国	債	—	—	—	—	—	157	—	157
地	債	—	—	—	—	—	—	—	—
短	債	—	—	—	—	—	—	—	—
社	債	1,822	5,653	4,876	2,811	2,515	3,128	—	20,809
株	式	—	—	—	—	—	—	4	4
外	証	498	1,785	1,959	767	379	1,439	906	7,736
投	信	—	—	—	667	—	—	1,371	2,039
そ	証	—	—	—	—	—	—	—	—
合	計	2,321	7,439	6,835	4,247	2,894	4,725	2,281	30,745

ハ. 有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
国 債	199	199
地 方 債	—	—
短 期 社 債	—	—
社 債	20,624	21,062
株 式	4	4
外 国 証 券	8,132	8,119
投 資 信 託	1,902	2,251
そ の 他 の 証 券	—	—
合 計	30,863	31,637

ニ. 有価証券の種類別の残高

(年度末、単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
国 債	173	157
地 方 債	—	—
短 期 社 債	—	—
社 債	19,861	20,809
株 式	4	4
外 国 証 券	7,975	7,736
投 資 信 託	1,800	2,039
そ の 他 の 証 券	—	—
合 計	29,815	30,745

ホ. 預証率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

区 分	令和5年度	令和6年度
期 末 預 証 率	35.16	37.02
期 中 平 均 預 証 率	34.72	36.62

(注) 1. 期 末 預 証 率 = $\frac{\text{有価証券末残}}{\text{預金積金末残} + \text{譲渡性預金末残}} \times 100$

2. 期 中 平 均 預 証 率 = $\frac{\text{有価証券平残}}{\text{預金積金平残} + \text{譲渡性預金平残}} \times 100$

13. 金庫の事業の運営

(1) 内部管理基本方針

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条の規定に基づき、以下の通り、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制およびその他当金庫の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
7. 理事および職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
9. 当該金庫およびその子法人等における業務の適正を確保するための体制

(2) 法令遵守の体制

信用金庫は、信用金庫法をはじめ各種法令等の適用を受けております。また、信用金庫は高い公共性を発揮し、地域の中小企業等および地域住民のための協同組織金融機関としてその社会的使命を自覚し、経営の健全性と透明性にも配慮し、それぞれの地域社会繁栄に奉仕することを基本理念としております。こうした地域とともに歩む金融機関として、地域に真に信頼されるためには、法令や法令に基づく各種ルール、更には社会的な規範を遵守することは当然の責務であり、いささかなりとも社会から批判を受けることのないよう努めていかなければなりません。

当金庫におきましては、役職員一人ひとりが、コンプライアンス・マニュアルにより法令や企業倫理に対する認識を深め遵守するとともに、コンプライアンス・チェックリスト表により法令等遵守の意識の確認のためにチェックを行っております。また、本部・各営業店ごとに研修会を開催し、意識の向上を図ることとしております。

今後は、コンプライアンス・マニュアルなどについて、随時現状を鑑みた内容の見直しを図ります。また、苦情等処理体制の強化を図り、健全性、信頼性の向上に努めてまいります。

(3) リスク管理の体制

金融機関の業務が多様化、複雑化している中、それに伴い、管理すべきリスクも急速に増大しています。こうした環境下において、リスクは常に変化していくため、従来以上に適切に対応していくことがリスク管理の本質と考えております。

当金庫では、各種リスクの早期把握と管理強化を経営の重点課題として掲げており、すでに制定している「統合的リスク管理規程」に基づき、経営の健全性確保・地元地域への継続的な貢献を目的として、各リスクに対して適時適切な対応が図れるよう管理体制を強化しています。

◎信用リスク管理

信用リスクとは、貸出先の業況悪化や倒産等により、元本の返済や貸出金利息の支払いが契約通りに行われなくなるリスクのことです。

当金庫では、貸出資産の健全性確保を最重点課題とし、貸出審査部門と営業推進部門を分離し、厳格な審査体制をとっています。さらに、資産内容の実態をできる限り客観的に把握し、企業会計原則及び日本公認会計士協会の「実務指針」等に基づき適正な貸出金償却・引当を行うために自己査定を実施しています。

この自己査定においては、営業関連部門から独立した資産査定部門が、営業関連部門に対して牽制機能を働かせることにより適正・正確な資産査定を行っております。

また、内部研修の実施や外部研修への受講生派遣、本部による営業店への臨店指導等、実践的な取組みによる人材育成にも努めています。

◎市場リスク管理

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等、様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクで、金利動向に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動をもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」などがあります。

当金庫では、事業計画に基づいた運用・調達の方針を策定し、余資運用情報協議会でチェック・検討を行ない、より健全な資産・負債のバランス、収益構造の強化、管理態勢の充実に努めています。

また、市場リスク管理要領及び市場リスク管理チェックリスト表によりリスク管理の充実に図っております。

◎流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金が固定したり、不足したために店頭での支払いや決済資金に支障をきたすリスクのことです。

当金庫では、流動性リスク管理要領及び流動性リスク管理チェックリスト表により、リスク管理の充実に図っており、調達した資金と運用している資金の期間のバランスが極端に崩れないよう細心の注意を払って管理を行い、常に必要な支払資金の確保に努めています。

◎オペレーショナル・リスク管理

・事務リスク管理

事務リスクとは、事務処理上の錯誤・ミスや事故・不正等を起こすことによって、金融機関のイメージや信用が損なわれるリスクのことです。

当金庫では、事務リスク管理要領及び事務リスク管理チェックリスト表によりリスク管理の充実を図るとともに、こうした事故の未然防止のために、本部検査部署による臨店検査の実施や、営業店など各々の部署で定期的に自店検査を実施し、相互牽制が働く運営体制により事務リスクの発生防止に努めています。

また、事務処理を担当する職員のレベルアップを図るため内部研修の実施や、営業店への臨店指導など、事務リスク管理の強化を図っています。

・システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータ・システムのダウンまたは誤作動、災害や回線故障およびシステム不備などに伴い損失を被るリスクや、情報資産の漏洩、紛失、不正使用、改ざん等コンピュータを不正使用されることなどによる人為的要因により損失を被るリスクをいいます。

業務の多様化、高度化や取引量の増加に伴い、コンピュータ・システムは当金庫に欠くことのできない存在となっており、システムリスクを回避するための安全対策は、お客さまに質の高いサービスをご提供するうえで、極めて重要であり、この安全対策の充実に関心をあけて取り組んでいます。

当金庫は、一般社団法人しんきん共同センターとしんきん共同システムに係る業務委託契約を締結して、システムの情報処理等の業務を委任して、オンラインおよびバックアップシステムの稼働に対する安全対策に万全を期しています。なお、オンライン回線は専用回線を使用し外部からアクセスできないようにして、データ全体を暗号化しデータの改ざんを防止しています。

また当金庫では、情報資産の安全対策に関する基本方針「セキュリティ・ポリシー」に基づいて、保有する情報システムおよび情報資産を適切に保護・管理し、金融機関としての社会的責任を果たすために万全の体制を講じています。

・風評リスク管理

風評リスクとは、当金庫の資産の健全性や収益力、自己資本などのリスク耐久力、規模、成長性、利便性など当金庫の価値・イメージを形成する内容について、その事実が存在しないにもかかわらず、劣化したなどの噂だけが広まることによって、当金庫への安心度、親密度が損なわれることにより、当金庫に対する評価が著しく低下するリスクのことです。

当リスク管理においては、社会における金融経済の状況を適切に把握し、当金庫の風評および業界の風評に伴う悪影響などに対し、未然に対処すべく、管理態勢を図っています。

(4) 顧客保護等管理方針

当金庫は、お客様の利益を保護し、利便性の向上を図るため、以下の事項について誠実に取り組み、お客様の立場に立った業務運営を行います。

1. 当金庫は、法令や内部規程等の各ルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、お客様の正当な利益の保護や利便性の向上にむけて継続的な取り組みを行います。
2. 当金庫は、お客様への説明を要するすべての取引や商品について、そのご理解や経験・資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
3. 当金庫は、お客様からのご意見・要望や相談および苦情等については、真摯に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益が保護されるように努めます。
4. 当金庫は、お客様の情報を業務上必要な範囲内で、法令等に従って適切に取得するとともに、不正なアクセスや流出等を防止するため必要かつ適切な措置を講じることにより安全に管理します。
5. 当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客様の情報管理やその他お客様の利益を守るため、適切に外部委託先を管理します。

※ 本方針において「お客様」とは、当金庫をご利用されている方およびご利用しようとしている方をいいます。

※ 本方針において「業務」とは、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等および業としてお客様と当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。

(5) 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

(6) 利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針及び当金庫が定める庫内規則等に基づき、お客様の利益が不当に害される恐れのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害される恐れのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引(自己取引)
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引(双方代理及び競合取引)
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引(情報利用取引)
 - (2) ①から③の他、お客様の利益が不当に害される恐れのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またはこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ② 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ③ 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害される恐れがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、利益相反管理統括部署に利益相反管理統括者の配置を行い、利益相反の恐れのある取引の特定及び利益相反管理を行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理体制の適切性及び有効性について定期的に検証します。

(7) 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、全役職員(嘱託職員・パート職員含む)が、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
3. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

(8) 地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、以下の方針に基づき、地域の中小企業者等および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するなど、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業者等および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された地域金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ・ 態勢整備を図るために、理事会および常勤理事会において、本基本方針・金融円滑化管理方針・金融円滑化管理規程の策定、金融円滑化管理責任者の選定等を決議しています。
- ・ お客様へのきめ細かな経営改善支援を行うために、本部の経営改善支援担当部署(企業支援部)と営業店とが一体となって経営改善支援に取り組んでいます。また、富山県中小企業活性化協議会や北陸税理士会富山県支部連絡協議会との連携により、経営改善支援機能の強化に取り組んでいます。
- ・ お客様の事業価値を見極める能力(目利き力)を向上させるため、全国信用金庫協会等による外部研修に職員を派遣しています。また、研修参加者による庫内研修会も開催しています。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域の中小企業者等および個人のお客様の金融の円滑化に努めてまいります。

(9) 中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための 取組みの状況

1. 中小企業等の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、地域経済の活性化を図るべく地域の協同組織金融機関として、また、中小企業経営力強化支援法に基づき認定された経営革新等支援機関(注)として、中小企業・小規模事業者の皆様がライフステージに応じて抱えておられるさまざまな経営課題の解決や目標実現に向けたきめ細やかな対応や、コンサルティング機能の発揮に取り組んでおります。

今後も、本部および営業店が一体となり、中小企業・小規模事業者の皆様に対する支援態勢の構築と支援内容の充実を図り、お客様の経営力強化に資する取組みに努めてまいります。

(注)平成24年8月30日に施行された中小企業経営力強化支援法に基づき、経営革新等支援機関認定制度が創設され、当金庫は、平成24年11月5日に経営革新等支援機関(第1号)に認定されました。

2. 中小企業等の経営支援に関する態勢整備の状況

経営改善支援先に対する取組みについては、「経営改善支援要領」を定め、担当部署を融資管理部および企業支援部とし、中小企業・小規模事業者の皆様からの経営相談や経営指導、事業再生等にはコンサルティング機能を十分に発揮する態勢整備を図っております。

また、職員のスキルアップ(目利き力・企業分析力など)のため、各種講座への派遣・通信講座の受講・庫内研修会を実施しております。

なお、経営改善が必要な場合には「富山県中小企業支援ネットワーク会議」なども活用し、外部専門家(税理士や中小企業診断士など)、外部専門機関(富山県中小企業活性化協議会など)、他金融機関との連携も図りつつ、実効性のある経営改善アドバイスや経営改善計画の策定支援に努め、経営者の皆様とともに経営改善に取り組んでまいります。

連携する外部専門機関等は、以下のとおりです。

- ・公益財団法人富山県新世紀産業機構
- ・富山県中小企業支援ネットワーク連絡協議会
- ・中小企業支援ネットワーク強化事業(中部経済産業局)
- ・とやま中小企業チャレンジファンド事業(富山県)
- ・とやま中小企業再生支援ファンド
- ・北陸税理士会富山県4支部

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

①創業・新規事業開拓の支援

- ・信用保証制度等を活用し支援を実施

②成長段階における支援

- ・地域企業の活性化を図るため、親睦団体(としん会等)の交流会や合同ビジネスフェア等を活用した販路拡大支援を実施
- ・としん<ビジネスサポート資金>「円活君」により、担保・保証に依存しない融資による支援を実施

③経営改善・事業再生・業種転換等の支援

- ・経営改善支援先を選定し、事業改善計画書の策定を通じて、債務者区分のランクアップへの取組みおよび企業の自助努力による経営改善支援を実施
- ・中小企業支援ネットワーク強化事業における専門家派遣による経営改善支援体制を整備
- ・企業の金融円滑化を図るとともに、制度融資等を活用し、経営の安定化や貸付条件変更等に積極的に対応し、モニタリング等を通じて事業改善の進捗状況を確認しながら継続的に事業再生支援を実施

④地域の活性化に関する取組状況

- ・地域経済の変化や、少子高齢化、人口減少等が見込まれる当金庫営業地域内の経済の発展に寄与するため、「環境・介護・医療などの新成長分野」をはじめとして、地方の創生や活性化に資する事業者に対して、地方公共団体・政府系金融機関等と連携を図り支援することを目的として「としん地方創生・活性化ローン事務取扱要領」を制定
- ・地域経済の活性化を目的とした地域各種団体と連携し、各種事業活動(戸出七夕祭りや中田かかし祭りなど)に積極的に参画
- ・子育て支援として、『としん子育て応援定期積金「すくのび」』を販売、また、各種消費者ローン等の金利優遇制度においても、家族割引により子育て等を支援

4. 経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

①経営者保証に関する取組方針

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向や事業性評価等の内容を踏まえたうえで検討いたします。

- 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客様の理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 経営者保証を提供いただく場合、お客様の資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- お客様から既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- お客様からガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以 上

②「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

	令和5年度	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	430件	451件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	53.15%	65.17%
保証契約を解除した件数	14件	6件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	0件

5. 金融仲介機能のベンチマークに関する開示

○全事業所取引先企業に対するメイン先の状況(先数及び融資残高)

令和7年3月31日現在

(全取引先に対する割合)

- ①メイン先数 446先 52.90%
- ②メイン先の融資残高 13,457百万円 73.91%

(注)メイン先は、「個人・地方公共団体・金融機関・土地開発公社・財団法人」を除く、全事業先(個人事業主、法人)を集計しています。

(10) 金融ADR制度への対応

[苦情処理措置]

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規程を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は5ページ参照)または総務部(0763-22-2200)にお申し出ください。

[紛争解決措置]

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出があれば、富山県弁護士会紛争解決センター(電話：076-421-4811)、金沢弁護士会紛争解決センター(電話：076-221-0242)、福井弁護士会紛争解決センター(電話：0776-23-5255)、東京弁護士会紛争解決センター(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3581-2249)にお取次ぎいたします。

(11) マネー・ローンダリング・テロ資金供与・

拡散金融対策に係る対応

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、事務管理部を統括部署、事務管理部担当理事を責任者として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融(以下、「マネロン等」という。)とは、犯罪や不当な取引で得た資金を、正当な取引で得たように見せかけたり、多数の金融機関を転々とさせることで、資金の出所をわからなくしたりする行為や、テロの実行支援等を目的としてテロリスト等に資金を渡す行為及び核兵器等の大量破壊兵器の拡散に関与する者へ資金を渡す行為を指します。

当金庫では、こうしたマネロン等の手段にサービスが悪用されることを防止し、お客様に安心・安全にサービスをご利用いただけるよう、「犯罪収益移転防止法」を始めとする関係法令、金融庁が公表する「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等を遵守し、引き続きマネロン等対策の取組みの強化に努めていきます。

14. 金庫の直近2事業年度における財産の状況

(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書

◎貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,312	1,688	預金積金	84,790	83,040
預け金	19,385	16,489	当座預金	1,096	1,058
有価証券	29,815	30,745	普通預金	25,277	27,148
国債	173	157	貯蓄預金	88	94
地方債	—	—	通知預金	651	410
社債	19,861	20,809	定期預金	54,279	50,955
株式	4	4	定期積金	3,198	3,079
その他の証券	9,775	9,775	その他の預金	198	292
貸出金	37,558	37,124	借入金	—	—
割引手形	148	69	借入金	—	—
手形貸付	2,326	2,242	その他の負債	268	268
証書貸付	33,145	32,815	未決済為替借	35	15
当座貸越	1,937	1,997	未払費用	17	42
その他の資産	727	723	給付補填備金	1	1
未決済為替貸	31	16	未払法人税等	0	0
信金中金出資金	525	525	前受収益	15	17
未収収益	134	143	払戻未済金	1	1
その他の資産	36	37	職員預り金	31	33
有形固定資産	438	331	リース債務	149	136
建物	160	80	資産除去債務	9	9
土地	106	106	その他の負債	5	8
リース資産	133	121	賞与引当金	11	11
その他の有形固定資産	38	23	退職給付引当金	21	20
無形固定資産	30	27	役員退職慰労引当金	71	80
ソフトウェア	26	24	睡眠預金払戻損失引当金	1	0
その他の無形固定資産	3	3	偶発損失引当金	47	44
債務保証見返	107	100	繰延税金負債	—	2
貸倒引当金	△432	△487	債務保証	107	100
(うち個別貸倒引当金)	(△340)	(△301)	負債の部合計	85,319	83,570
			(純資産の部)		
			出資金	146	144
			普通出資金	146	144
			利益剰余金	4,425	4,538
			利益準備金	159	159
			その他利益剰余金	4,266	4,379
			特別積立金	3,910	3,910
			(経営安定化積立金)	(430)	(430)
			当期末処分剰余金	356	469
			処分未済持分	△3	△3
			会員勘定合計	4,568	4,680
			その他有価証券評価差額金	△944	△1,506
			評価・換算差額等合計	△944	△1,506
			純資産の部合計	3,623	3,173
資産の部合計	88,943	86,744	負債及び純資産の部合計	88,943	86,744

注記事項(令和7年3月期)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3.有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～39年
その他	3年～15年

4.無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5.所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

6.貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額を算定する際に使用する貸倒実績率は、直近3算定期間の平均値に基づき算出した率と、景気循環サイクルも考慮し全期間の貸倒実績率の平均値を比較して、両者の高い方の率として予想損失額を算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資管理部(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した事務管理部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,251百万円であります。

7.賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8.退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(6年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(6年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

9.当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)

年金資産の額	1, 832, 300百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1, 853, 684百万円
差引額	△ 21, 384百万円

② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和6年3月分)

0. 0494%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134, 623百万円〔及び別途積立金113, 239百万円〕であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金9百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

13. 収益の計上方法として、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

14. 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 487百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6. に記載しております。

貸倒引当金算出にあたっての主要な仮定は、「貸出先の将来の業績見通しに基づく債務者区分の判定」であり、各債務者の収益獲得能力を評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

1, 173百万円

17. 有形固定資産の減価償却累計額

1, 033百万円

18. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5 5 1 百万円
危険債権額	1, 9 4 1 百万円
要管理債権額	7 7 6 百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	7 7 6 百万円
小計額	3, 2 6 9 百万円
正常債権額	3 4, 0 0 2 百万円
合計額	3 7, 2 7 2 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は69百万円であります。

20. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産 預け金(定期預け金) 3, 0 0 0 百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として、預け金(定期預け金)3, 0 0 0百万円、日本銀行との間の歳入代理店契約に基づく保証品として、有価証券(国債)50百万円を差し入れております。

21. 出資1口当たりの純資産額 1, 1 2 2 円64銭

22. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務等の金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(マチュリティー・ラダー分析管理)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、貸出事務取扱規程及び信用リスク管理要領等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応等与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部及び企業支援部により行われ、また、定期的に常勤理事会や理事会等を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、マチュリティー・ラダー分析によって金利の変動リスクを管理しております。

余裕資金運用基準等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、余資運用情報協議会において決定された余資運用に関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析によりモニタリングを行い、定期的に役員等へ報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、余資運用情報協議会の方針に基づき、余裕資金運用基準に従い行っております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前協議、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

保有している債券の多くは、純投資目的で保有しているものであり、市場環境や発行体の財務状況等をモニタリングしております。

これらの情報は、総務部を通じ、理事会及び余資運用情報協議会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実度の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融商品の時価は、2,538百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、毎営業日、資金繰り表を作成し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、

当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

項目	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	16,489	16,246	△ 242
(2) 有価証券			
その他有価証券	30,741	30,741	—
(3) 貸出金(*1)	37,124		
貸倒引当金(*2)	△ 487		
	36,637	36,454	△ 182
金融資産計	83,868	83,443	△ 424
(1) 預金積金	83,040	83,140	100
金融負債計	83,040	83,140	100

(*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、24.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、割引手形、当座貸越及び変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、手形貸付及び固定金利によるものは、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(SWAP金利)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

流動性預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	4
合 計	4

(※1)非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2.4. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	債券	1,185	1,169	15
	国債	—	—	—
	社債	1,185	1,169	15
	その他	1,840	1,796	43
	小計	3,025	2,966	59
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	債券	19,781	20,772	△ 991
	国債	157	199	△ 42
	社債	19,623	20,572	△ 948
	その他	7,935	8,509	△ 574
	小計	27,716	29,282	△ 1,565
合計		30,741	32,248	△ 1,506

2.5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他	64	—	35
合計	64	—	35

2.6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、12,245百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが2,956百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

・繰延税金資産	その他有価証券評価差額金	426百万円
	貸倒引当金	368百万円
	繰越欠損金	169百万円
	減損損失	60百万円
	役員退職慰労引当金	22百万円
	減価償却超過額	20百万円
	有価証券償却額	14百万円
	偶発損失引当金	12百万円
	退職給付引当金	5百万円
	その他	<u>14百万円</u>
	繰延税金資産小計	1,115百万円
	評価性引当額	<u>△ 1,115百万円</u>
	繰延税金資産合計	—
・繰延税金負債	繰延税金負債合計	2百万円
・繰延税金資産（△の場合、負債）の純額		<u>△ 2百万円</u>

<報酬体系について>

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額、賞与額については当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、その決定方法を規程で定めております。

(2) 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 59百万円

(注) 1. 対象役員に該当する理事は4名、監事1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」47百万円、「賞与」2百万円、「退職慰労金」9百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和6年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

◎損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
経常収益	1,075,604	1,357,380
資金運用収益	834,177	888,941
貸出金利	503,151	518,786
預け金利	48,812	68,671
有価証券利息配当金	272,300	291,555
その他の受入利息	9,912	9,928
役員取引等収益	53,766	54,611
受入為替手数料	26,822	27,028
その他の役員収益	26,943	27,582
その他の業務収益	8,728	2,965
外国為替売買益	684	64
国債等債券償還益	83	2
その他の業務収益	7,960	2,898
その他の経常収益	178,932	410,862
貸倒引当金戻入益	76,760	—
償却債権取立益	100,275	406,719
その他の経常収益	1,896	4,142
経常費用	901,890	1,110,657
資金調達費用	13,309	58,415
預金利息	9,842	55,260
給付補填備金繰入額	811	794
借入金利息	3	—
その他の支払利息	2,653	2,360
役員取引等費用	45,561	44,605
支払為替手数料	5	6
その他の役員費用	45,555	44,599
その他の業務費用	77,311	159,654
国債等債券売却損	—	35,340
国債等債券償還損	—	92,950
国債等債券償却	37,220	—
その他の業務費用	40,091	31,364
経費	745,813	763,949
人件費	374,788	386,244
物件費	366,620	373,374
税金	4,404	4,330

そ の 他 経 常 費 用	19,894	84,032
貸 出 金 償 却	15,409	21,367
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	57,651
そ の 他 の 経 常 費 用	4,485	5,013
経 常 利 益	173,714	246,723
特 別 損 失	47	125,770
固 定 資 産 処 分 損	47	46,807
減 損 損 失	—	78,963
税 引 前 当 期 純 利 益	173,667	120,952
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	904	904
法 人 税 等 調 整 額	—	2,109
法 人 税 等 合 計	904	3,014
当 期 純 利 益	172,762	117,938
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	183,286	351,743
当 期 未 処 分 剰 余 金	356,049	469,682

注記事項(令和7年3月期)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益金額 41円43銭
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、54,611千円であります。
- 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地区	用途	種類	減損損失(千円)
砺波市	営業店店舗1ヵ店	建物	78,963

対象資産は、継続的な収支の把握を行っている営業店を最小単位(ただし、同一地区内の店舗は一つのグループ)としてグルーピングを行っております。営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額78,963千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

◎剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和5年度	令和6年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	356,049,045	469,682,269
積 立 金 取 崩 額	—	—
経 営 安 定 化 積 立 金	—	—
計	356,049,045	469,682,269

これを次のとおり処分いたします。

剰 余 金 処 分 額	4,305,163	4,242,869
利 益 剰 余 金	—	—
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金 (年3%)	4,305,163	(年3%) 4,242,869
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	351,743,882	465,439,400

◎ 令和7年6月13日開催の第79期通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、公認会計士越田圭事務所 公認会計士越田圭氏の監査を受けております。

なお、貸借対照表及び損益計算書は、それらに係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認められております。

また、剰余金処分は、法令及び定款に適合しているものと認められております。

令和6年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和7年6月16日

砺波信用金庫

理 事 長

松本 昭浩

(2) 信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示 債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	570	551
危険債権	1,968	1,941
要管理債権	34	776
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	34	776
小計 (A)	2,573	3,269
保全額 (B)	2,266	2,581
個別貸倒引当金 (C)	340	301
一般貸倒引当金 (D)	4	98
担保・保証等 (E)	1,922	2,180
保全率 (B) / (A)	88.07%	78.93%
引当率 ((C) + (D)) / ((A) - (E))	52.89%	36.74%
正常債権 (F)	35,140	34,002
総与信残高 (A) + (F)	37,714	37,272

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」

以外の債権です。

10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当 増 加 額	当 期 減 少 額		期末残高	摘 要
				目的使用	そ の 他		
一般貸倒引当金	令和5年度	171	92	—	171	92	
	令和6年度	92	185	—	92	185	
個別貸倒引当金	令和5年度	368	340	29	338	340	
	令和6年度	340	301	3	336	301	
合 計	令和5年度	539	432	29	509	432	
	令和6年度	432	487	3	429	487	

(4) 貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	令和5年度	令和6年度
貸 出 金 償 却 額	15,409	21,367

(5) 自己資本充実の状況

①自己資本の構成に関する開示事項

(単位：千円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	4,563,983	4,676,059
うち、出資金及び資本剰余金の額	146,412	144,739
うち、利益剰余金の額	4,425,310	4,538,943
うち、外部流出予定額 (△)	4,305	4,242
うち、上記以外に該当するものの額	△ 3,434	△ 3,381
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	92,792	185,495
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	92,792	185,495
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の4.5パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,656,775	4,861,554
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	30,085	27,634
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	30,085	27,634
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	30,085	27,634
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	4,626,690	4,833,919

リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	37,800,120	38,638,300
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,558,544	1,103,125
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	39,358,665	39,741,426
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	11.75%	12.16%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

◇自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段は普通出資（発行主体：当金庫）のみであり、コア資本に係る基礎項目の額に算入された額は、144,739千円です。

②定量的な開示事項

(イ) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	37,800	1,512	38,638	1,545
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	35,891	1,435	35,904	1,436
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行等向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	8,852	354	9,218	368
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	1,522	60
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	21,103	844	17,502	700
中小企業等向け及び個人向け	1,448	57	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	1,140	45
トランザクター向け	—	—	100	4
抵当権付住宅ローン	60	2	—	—
不動産取得等事業向け	1,700	68	—	—
不動産関連向け	—	—	2,195	87
自己居住用不動産等向け	—	—	557	22
賃貸用不動産向け	—	—	724	28
事業用不動産関連向け	—	—	769	30
その他不動産関連向け	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	144	5
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	1,650	66
三月以上延滞等	267	10	—	—
延滞等向け	—	—	2,711	108
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	59	2
取立未済手形	6	0	3	0
信用保証協会等による保証付	173	6	171	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	4	0	—	—
出資等のエクスポージャー	4	0	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株式等	—	—	10	0
上記以外	2,273	90	1,241	49
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	525	21	525	21
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—

	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段のうち、その他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-		
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャー			-	-
	上記以外のエクスポージャー	1,748	69	715	28
②証券化エクスポージャー		-	-	-	-
証券化	S T C要件適用分	-	-	-	-
	非S T C要件適用分	-	-	-	-
	短期S T C要件適用分	-	-	-	-
	不良債権証券化適用分	-	-	-	-
	S T C・不良債権証券化適用対象外分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		1,908	76	2,733	109
ルック・スルー方式		1,908	76	2,733	109
マンドート方式		-	-	-	-
蓋然性方式(250%)		-	-	-	-
蓋然性方式(400%)		-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)		-	-	-	-
④未決済取引		-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		-	-	-	-
⑥C V Aリスク相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)		-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー		-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		1,558	62	1,103	44
B I				735	
B I C				88	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)		39,358	1,574	39,741	1,589

(注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「外国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和5年度計数)。

6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当金庫は、標準的計測手法かつI L Mを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。

8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

◇自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫はこれまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとの計画に基づいた業務推進を行い、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一の施策として考えております。

(ロ) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーを除く)

a. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	延滞 エクスポージャー
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債券		デリバティブ 取引			
	令和 5年度	令和 6年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 5年度	令和 6年度		
国内	80,015	79,632	37,715	38,501	20,480	21,942	—	—	559	3,429
国外	7,299	7,198	—	—	7,299	7,198	—	—	—	—
地域別合計	87,314	86,831	37,715	38,501	27,779	29,140	—	—	559	3,429
製造業	11,944	12,609	3,744	4,109	8,200	8,500	—	—	19	479
農業、林業	69	68	69	68	—	—	—	—	—	—
漁業	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 土砂採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	5,328	5,417	4,928	4,917	400	500	—	—	37	599
電気・ガス・熱供給・ 水道業	2,600	2,600	0	0	2,599	2,599	—	—	—	—
情報通信業	907	1,276	104	73	800	1,200	—	—	—	—
運輸業、郵便業	3,981	3,782	1,381	1,082	2,599	2,699	—	—	14	19
卸売業、小売業	4,989	4,972	2,526	2,409	2,462	2,562	—	—	21	161
金融業、保険業	40,380	38,579	11,054	12,066	9,599	9,698	—	—	—	—
不動産業	1,725	2,146	1,425	1,746	300	400	—	—	61	90
物品賃貸業	166	162	166	162	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	168	164	68	64	100	100	—	—	—	15
宿泊業	611	596	611	596	—	—	—	—	75	595
飲食業	553	801	553	601	—	200	—	—	9	60
生活関連サービス 業、娯楽業	640	656	640	656	—	—	—	—	187	260
教育、学習支援業	273	260	273	260	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	447	425	447	425	—	—	—	—	—	15
その他のサービス	1,815	1,756	1,815	1,756	—	—	—	—	4	895
国・地方公共団体等	5,441	4,258	4,507	3,360	717	679	—	—	—	—
個人	3,392	4,138	3,392	4,138	—	—	—	—	127	236
その他	1,875	2,154	1	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	87,314	86,831	37,715	38,501	27,779	29,140	—	—	559	3,429
1年以下	20,822	15,292	6,399	5,505	1,537	2,327	—	—	—	—
1年超3年以下	11,876	16,111	2,236	2,577	5,639	7,534	—	—	—	—
3年超5年以下	13,451	16,125	6,216	8,579	7,235	7,015	—	—	—	—
5年超7年以下	10,260	7,847	7,156	3,848	2,903	3,799	—	—	—	—
7年超10年以下	9,677	8,728	4,278	5,065	4,799	3,062	—	—	—	—
10年超	18,645	19,160	11,283	12,060	5,662	5,399	—	—	—	—
期間の定めのないもの	2,579	3,564	145	864	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	87,314	86,831	37,715	38,501	27,779	29,140	—	—	—	—

- (注) 1. 貸出金には、貸出金に関する未収利息を含めて計上しております。
2. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌月から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には、現金や有形固定資産等が含まれます。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

б. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和 5年度	令和 6年度	令和 5年度	令和 6年度	目的使用		その他		令和 5年度	令和 6年度		
					令和 5年度	令和 6年度	令和 5年度	令和 6年度				
製 造 業	39	35	35	29	-	0	39	34	35	29	-	-
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	56	36	36	31	20	2	35	33	36	31	-	1
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
卸 売 業、小 売 業	8	14	14	6	7	0	0	14	14	6	10	-
金 融 業、保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	18	18	18	19	-	-	18	18	18	19	-	7
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1	1	1	1	-	-	1	1	1	1	-	-
宿 泊 業	160	158	158	149	0	-	159	158	158	149	2	9
飲 食 業	10	10	10	7	-	-	10	10	10	7	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	53	47	47	47	-	-	53	47	47	47	-	-
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	7	6	6	5	-	-	7	6	6	5	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス	2	2	2	0	-	-	2	2	2	0	-	-
地 方 公 共 団 体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	8	8	8	2	-	-	8	8	8	2	2	2
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	368	340	340	301	29	3	338	336	340	301	15	21

- (注) 1. 貸出金償却は、期中に償却した全ての貸出金償却の額を計上しております。
 2. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 3. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額については、73ページに掲載しております。
 4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

c. 標準的手法が適用されるエクスポージャーの

ポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)
	オン・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	信用リスク ・アセット の額	
	令和6年度					
現金	1,688	-	1,688	-	-	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	498	-	498	-	-	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	3,360	-	3,360	-	-	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行等向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	133	-	133	-	-	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	34,706	-	34,706	-	9,218	27
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4,206	-	4,206	-	1,522	36
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	30,706	2,012	30,172	263	17,502	58
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,546	10,266	2,253	329	1,140	44
トランザクター向け	-	8,496	-	250	100	40
不動産関連向け	3,589	-	3,413	-	2,195	64
自己居住用不動産等向け	1,533	-	1,511	-	557	37
賃貸用不動産向け	947	-	943	-	724	77
事業用不動産関連向け	1,012	-	861	-	769	89
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
A D C 向け	96	-	96	-	144	150
劣後債権及びその他資本性証券等	1,100	-	1,100	-	1,650	150
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	2,310	99	2,230	11	2,711	121
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	71	-	70	-	59	84
取立未済手形	16	-	16	-	3	20
信用保証協会等による保証付	3,376	9	3,376	0	171	5
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	4	-	4	-	10	250
合計					34,663	

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

d. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの
区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	1,688	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	498	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	3,360	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	133	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	3,014	-	-	20,441	-	6,238	-	-	-	-	-	-	2,504	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	1,901	-	1,302	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	4,099	-	-	-	-	-	-	-	-	15,862	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	250	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	250	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	201	111	337	-	45	-	163	-	81	185	-	211	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	201	111	216	-	-	-	163	-	-	185	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	120	-	45	-	-	-	81	-	-	211	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	419	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	1,657	1,719	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	10,218	1,719	-	24,897	111	6,575	-	45	-	163	-	331	18,971	-	211	-

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,688
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	498
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,360
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	133
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	501	1,004	501	-	-	-	501	-	-	-	-	-	-	-	-	34,706
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	501	-	501	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,206
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	1,099	198	9,006	-	-	169	-	-	-	-	-	-	-	-	30,436
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	1,526	-	-	-	-	806	-	-	-	-	-	-	-	-	2,583
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	250
不動産関連向け	1,053	670	-	-	256	-	-	484	43	38	-	197	-	-	-	3,413
自己居住用不動産等向け	632	670	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,511
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	484	-	-	-	-	-	-	-	943
事業用不動産関連向け	421	-	-	-	256	-	-	-	43	38	-	101	-	-	-	861
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	96	-	-	-	96
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,100	-	-	-	1,100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	432	-	-	-	-	1,389	-	-	-	2,241
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	70	-	-	-	-	-	-	-	-	70
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,377
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
合計	1,555	3,631	700	9,006	256	-	1,980	484	43	38	-	2,687	-	-	-	83,630

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

e. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	10,826
10%	—	1,733
20%	11,648	22,706
35%	—	173
50%	21,476	511
75%	—	1,558
100%	1,901	14,662
150%	—	14
250%	100	—
1,250%	—	—
その他	—	—
合計	87,314	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位：百万円、%)

令和6年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当 額の合計額(CCF・信用 リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	45,429	571	10	45,474
40%~70%	20,696	8,069	10	20,805
75%	3,105	1,542	11	2,897
80%	700	—	0	700
85%	9,165	2,010	13	8,917
90%~100%	1,673	165	10	1,588
105%~130%	586	—	0	566
150%	2,747	29	16	2,675
250%	4	—	0	4
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	84,108	12,388	11	83,630

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことで

◇リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、貸出先の業況悪化や倒産等により、元本の返済や貸出金利息の支払いが契約どおりに行われなくなるリスクのことです。

当金庫では、信用リスクを管理すべき重要なリスクであるとの認識のうえ、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行なうべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「信用リスク管理要領」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では厳格な自己査定を実施しております。そして、信用リスクの計量化に向け、現在、インフラ整備も含めた準備を進めております。また、小口多数取引の推進によるリスクの分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定 of 債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制等のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会等で協議検討を行うとともに、必要に応じて、経営陣や常勤理事会、理事会に対し報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産査定規程」(自己査定基準)及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した金額に今後3年間の予想損失額を見込んで個別貸倒引当金として計上しており、実質破綻先及び破綻先については、担保・保証で保全されている金額を除いた未保全額全額を個別貸倒引当金として計上しております。なお、それぞれの結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

◇リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

以下の4つの機関を採用しております。

- ・ J C R (株式会社 日本格付研究所)
- ・ R & I (株式会社 格付投資情報センター)
- ・ M o o d y ' s (ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)
- ・ S & P (スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ)

(ハ) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
標準的手法が適用されたエクスポージャー	469	1,206	2,289	2,301	—	—	—	—

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

◇リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の受付に際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取扱い姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただくなど適切な取り扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う担保には、預金積金があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「貸出事務取扱規程」等により、適正な管理並びに適切な事務取扱いを行っております。

一方、当金庫が扱う保証には、地方公共団体及び一定以上の格付が適格格付機関により付与されている法人による保証があり、これらが保証している保証債権について、原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

③オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または対外事象の発生により当金庫に生ずる損失にかかるリスク」と定義しております。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク等を含むリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、リスクの認識・評価・コントロール等のための態勢を整備すること、リスクの顕在化に備え事故処理・緊急時の態勢を整備すること等を基本とし、オペレーショナル・リスク管理の向上に取り組んでおります。

リスクの計測に関しましては、現状、標準的手法を採用しております。

また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会を設置し、各リスクの管理担当部署と連携して協議・検討を行うとともに、必要に応じて、経営陣や理事会等に報告する態勢を整備しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

標準的手法を採用しております。

④派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

⑤証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

⑥出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(イ) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	531	531	531	531
合 計	531	531	531	531

(注) 1. 上記の「非上場株式等」は、非上場株式のほか、
信金中央金庫出資金やその他の出資金です。

(ロ) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う

損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償 却	—	—

◇銀行勘定における出資その他これらに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式等にかかるリスクの認識については、時価評価を把握するとともに、保有限度枠の状況や市場リスクの予想損失額等を分析し、定期的に経営陣に報告を行っております。

一方、非上場株式等にかかるリスクの認識については、財務諸表等を基にした分析・評価を実施し、適切なリスク管理に努めております。

⑦リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに

関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	2,976	3,108
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

⑧金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

I R R B B 1 : 金利リスク					
項番		Δ E V E		Δ N I I	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,538	2,659	7	0
2	下方パラレルシフト	0	0	0	49
3	スティープ化	1,717	1,875		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,538	2,659	7	49
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,833		4,626	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

◇定性的な開示事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要
<p>A. リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明</p> <p>当金庫では、金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク(以下、I R R B B : Interest Rate Risk in the Banking Book ※)については、モニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めております。</p> <p>(※ I R R B B とは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除く全ての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。)</p>
<p>B. リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明</p> <p>当金庫では、A L M 管理体制のもと、自己資本に対するリスク量のコントロールを行い、健全性の確保に努めております。</p>
<p>C. 金利リスク計測の頻度</p> <p>6月末、9月末、12月末、3月末を基準日として、四半期毎に I R R B B を計測しております。</p>
<p>D. ヘッジ等金利リスクの削減手法(ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む)に関する説明</p> <p>当金庫では、ヘッジ取引を行っておりません。</p>
(2) 金利リスクの算定方法の概要
<p>A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ E V E 及び Δ N I I (※)並びに信用金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項</p> <p>(※ I R R B B のうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されているものをいいます。)</p>
<p>(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期</p> <p>流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。</p>
<p>(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期</p> <p>流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は2.5年です。</p>

<p>(c)流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提</p> <p>流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。</p>
<p>(d)固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提</p> <p>固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。</p>
<p>(e)複数の通貨の集計方法及びその前提</p> <p>当金庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮しておりません。</p>
<p>(f)スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)</p> <p>当金庫ではIRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しております。</p>
<p>(g)内部モデルの使用等、$\Delta E V E$及び$\Delta N I I$に重大な影響を及ぼすその他の前提</p> <p>内部モデルは、使用しておりません。</p>
<p>(h)前事業年度末の開示からの変動に関する説明</p> <p>算定方法の変動はありません。</p>
<p>(i)計測値の解釈や重要性に関するその他の説明</p> <p>当期の重要性テスト結果は、監督上の基準値である20%に対し、当金庫の資産・負債の構成から見て、妥当な範囲に収まっていると考えております。</p>
<p>B. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる$\Delta E V E$及び$\Delta N I I$以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項</p> <p>(a)金利ショックに関する説明</p> <p>$\Delta E V E$及び$\Delta N I I$以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、VaR及び100BPVを計測しております。</p>
<p>(b)金利リスク計測の前提及びその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる$\Delta E V E$及び$\Delta N I I$と大きく異なる点)</p> <p>当金庫では、有価証券の金利リスクをVaR及び100BPVにより管理しております。</p> <p>市場取引においては、VaR及び100BPVに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠や評価損益のアラームポイントなどを設定し、常時モニタリングを行っております。</p> <p>また、当金庫では、収益管理のため、市場環境等を考慮した金利シナリオに基づいた収益シミュレーションを、四半期毎に実施しております。</p>

(6) 有価証券、金銭の信託、信用金庫法施行規則第102条
 第1項第5号に掲げる取引に関する取得価額又は契約価
 額、時価及び評価損益

◎有価証券

1. 売買目的有価証券
2期とも該当ありません。
2. 満期保有目的の債券
2期とも該当ありません。
3. 子会社・子法人等株式および関連法人等株式
2期とも該当ありません。
4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価 (償却原価)	評価 差額	貸借対照表 計上額	取得原価 (償却原価)	評価 差額
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えるもの	債券	4,292	4,259	32	1,185	1,169	15
	国債	—	—	—	—	—	—
	社債	4,292	4,259	32	1,185	1,169	15
	その他	2,711	2,661	50	1,840	1,796	43
	小計	7,004	6,921	83	3,025	2,966	59
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えないもの	債券	15,742	16,220	△ 477	19,781	20,772	△ 991
	国債	173	199	△ 25	157	199	△ 42
	社債	15,568	16,020	△ 451	19,623	20,572	△ 948
	その他	7,063	7,614	△ 550	7,935	8,509	△ 574
	小計	22,806	23,834	△ 1,028	27,716	29,282	△ 1,565
合計	29,811	30,755	△ 944	30,741	32,248	△ 1,506	

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	令和5年度 貸借対照表計上額	令和6年度 貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	該当なし	該当なし
関連法人等株式	該当なし	該当なし
非上場株式	4	4
投資事業組合出資金	該当なし	該当なし
合計	4	4

◎金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

2期とも該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

2期とも該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの

2期とも該当ありません。

◎信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引

2期とも該当ありません。

15. 自動機器設置状況

◎自動機設置台数

	設置店舗数(台数)	店舗外ATM設置数(うち共同設置数)
令和 6年3月	9 (12)	5 (0)
令和 7年3月	9 (12)	5 (0)

◎自動機設置一覧

設置店舗等	設置機械等
本店営業部	ATM (2台)
福野駅前支店	ATM
城端支店	ATM
戸出支店	ATM (2台)
津沢支店	ATM
中田支店	ATM
砺波支店	ATM (2台)
井波支店	ATM
高岡支店	ATM
福野ア・ミュー出張所	ATM
南砺市役所福野行政センター出張所	ATM
戸出中央出張所	ATM
アルビス中田店出張所	ATM
MEGAドン・キホーテUNY砺波店出張所	ATM

(注) 1. 中田支店、福野駅前支店および南砺市役所福野行政センター出張所のATMは、土曜日・日曜日・祝日は稼動しておりませんので、ご利用いただけません。